

北方町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

北 方 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	3
6	子ども・子育て支援制度について	4

第2章 北方町の子育てを取り巻く現状と課題

1	人口及び世帯の状況	7
2	産業・就業構造	12
3	保育サービスの現状	14
4	母子保健事業の状況	16
5	子育て支援の状況	21
6	教育機関の状況	23
7	相談事業の状況	24
8	アンケート調査結果の概要	25
9	目標事業量の達成状況	37

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	39
2	基本的視点	40
3	教育・保育提供区域の設定	41
4	子育て支援に関する各分野の取組	42

第4章 計画の目標値等

1	教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の推計	53
2	教育・保育の量の見込みとその確保策	54
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策	58
4	その他の関連施策の展開	66

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制の整備	69
2	計画の進捗管理	70

参考資料

1	計画策定の経過	71
2	北方町子ども・子育て会議設置条例	72
3	子ども・子育て会議委員名簿	73

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、わが国では急速な少子化が進行しています。平成24年度の合計特殊出生率*は1.41であり微増傾向ではあるものの、現状の人口を維持するために必要な2.08を下回っている状況が続いています。さらに、この傾向は今後も続くものと予想されています。

また、少子化に加えて核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然解消されない待機児童問題、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、多くの子育て家庭が子育てへの不安感を抱いているのが現状です。

このような状況下、国においては平成15年7月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに、平成24年8月には子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からはこの法律に基づき「子ども・子育て支援制度」が創設されることとなりました。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村及び事業主に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

以上のような背景から、本町においても教育・保育及び子育て支援事業の提供体制の確保など、子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度からの5年間で1期とする「北方町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

*合計特殊出生率：一人の女性が生涯（15歳から49歳）の間に何人の子どもを産むかを示す値のこと。

◆国の新制度の背景◆

子育てをめぐる現状と課題

急速な少子化の進行

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

子ども・子育て支援が質・量ともに不足

子育ての孤立感と負担感の増加

深刻な待機児童の問題

放課後児童クラブの不足「小1の壁」

M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

子育て支援の制度・財源の縦割り

地域の実情に応じた提供対策が不十分



● 課題解決のための改善策

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 待機児童の解消
 - ・ 地域の保育を支援
- 地域の子ども・子育て支援の充実

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として、これまで取組を進めてきた「北方町次世代育成支援対策後期行動計画」を引き継ぐ計画としての位置づけも担っています。

また、本計画は北方町第6次総合計画を上位計画とし、既存の関連する「障がい福祉計画」「老人福祉計画」「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合性を図りながら、本町の子どもの健全育成と子育て家庭に対する具体的支援施策の指針となる行政計画を定めるものです。

3 計画の対象

本計画の対象は、北方町内に住む子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体です。また、この計画における「子ども」とは、生まれる前から18歳未満の児童とします。

4 計画の期間

本計画は、平成27年度(2015年度)から5年間を計画期間とし、平成31年度(2019年度)を目標年度として定めます。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
北方町次世代育成支援対策後期行動計画 (平成22年度～平成26年度)					北方町子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)				

5 計画の策定体制

5-1 北方町子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、子ども子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北方町子ども・子育て会議」を設置し審議を行いました。

5-2 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、町民の子育て支援に関する生活実態や要望、意見を把握するため就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（小学生1～5年生）を持つ世帯に対してアンケート調査を実施しました。

5-3 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の皆さんから意見を伺うため、平成27年2月21日～3月13日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

6 子ども・子育て支援制度について

6-1 子ども・子育て支援制度のポイント

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、新制度では、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大、確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることとしており、その内容としては以下のとおりとなっています。

1 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- ◆ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

2 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ◆ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ◆ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

3 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）

- ◆ 子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

4 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ◆ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

5 社会全体による費用負担

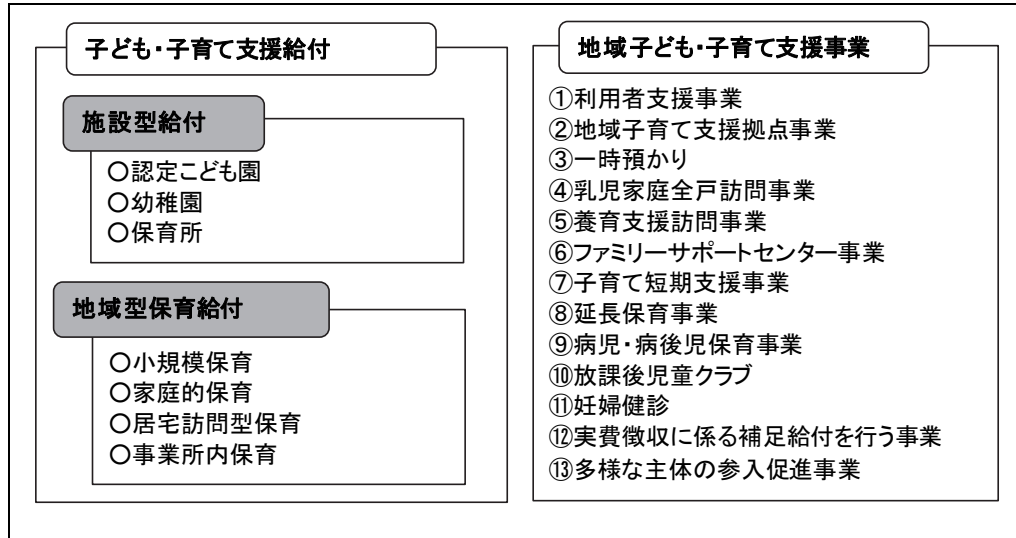
- ◆ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

6 子ども・子育て会議の設置

- ◆ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置（市町村等における設置は努力義務）

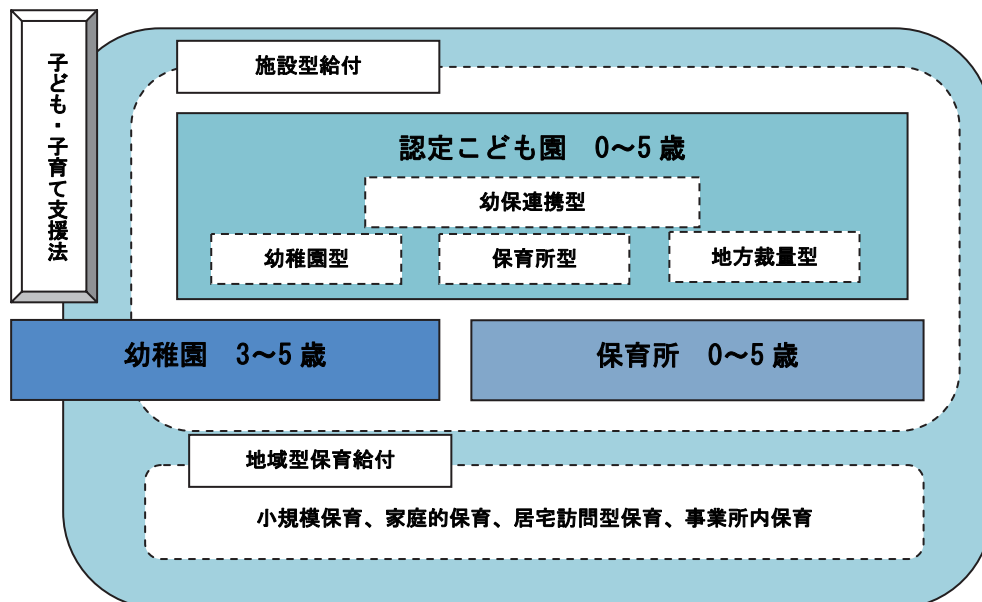
6-2 新制度における給付・事業の全体像

新制度による子ども・子育て支援サービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成されます。



6-3 施設型給付と地域型保育給付

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されます。



第2章

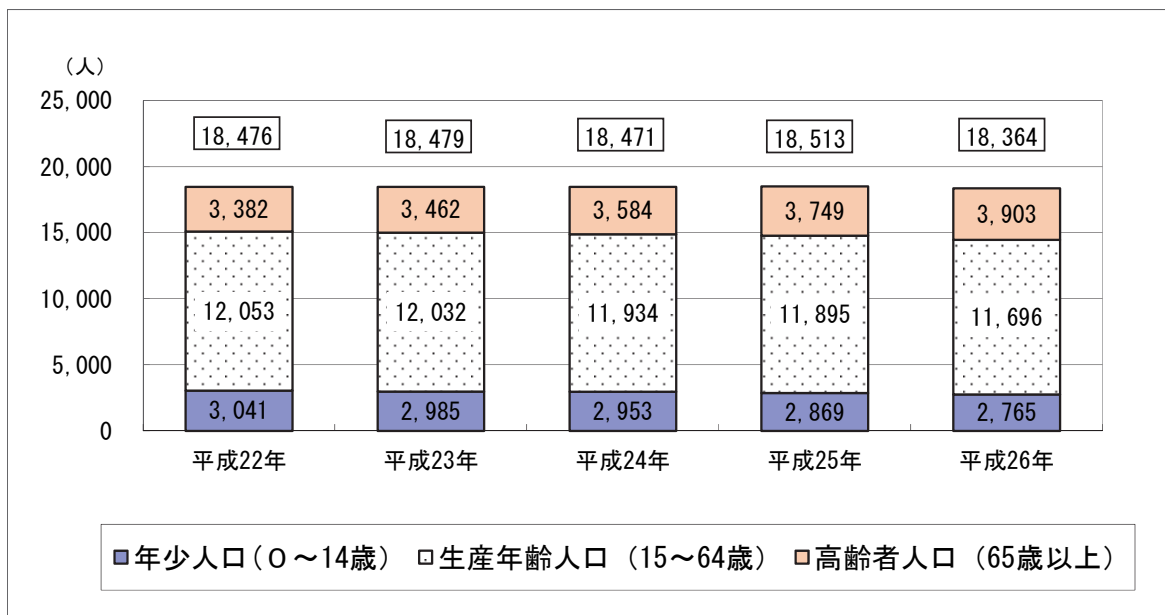
北方町の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口及び世帯の状況

1-1 人口の推移

本町の人口は増減を繰り返しながら推移しており、平成26年9月末日現在では18,364人となっています。また、「年少人口（0～14歳）」や「生産年齢人口（15～64歳）」が減少しているのに対し、「高齢者人口（65歳以上）」は増加しており、少子・高齢化の傾向がうかがえます。

図 年齢3区分別人口の推移

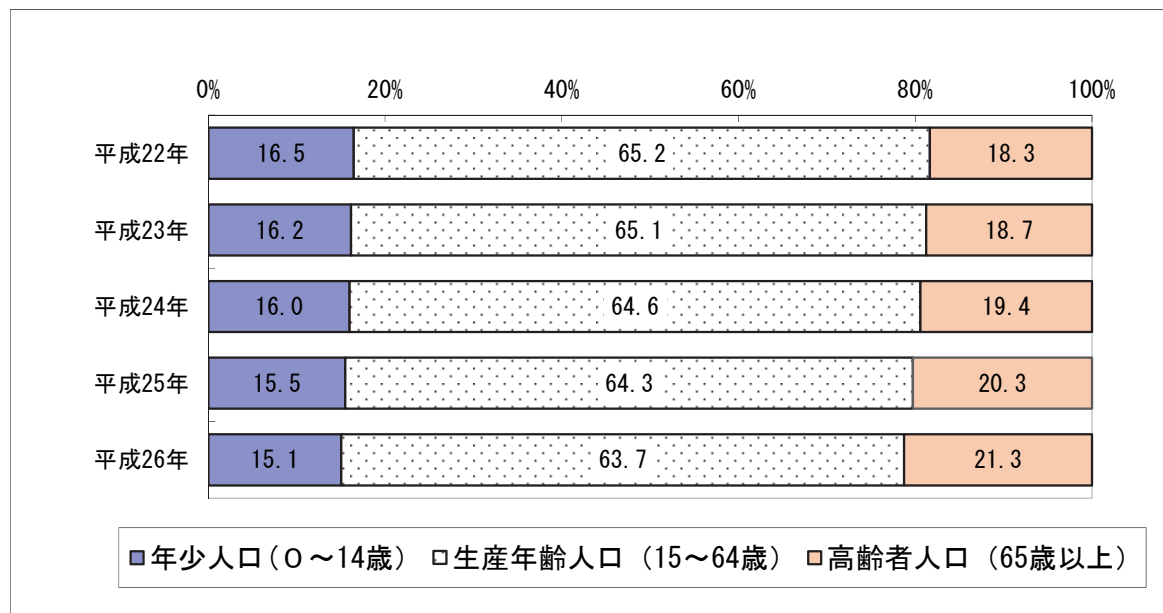


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

1-2 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は減少傾向を示しているのに対し、高齢者人口の占める割合は増加傾向にあり、平成26年には21.3%と約5人に1人の割合となっています。

図 年齢3区分別人口割合の推移

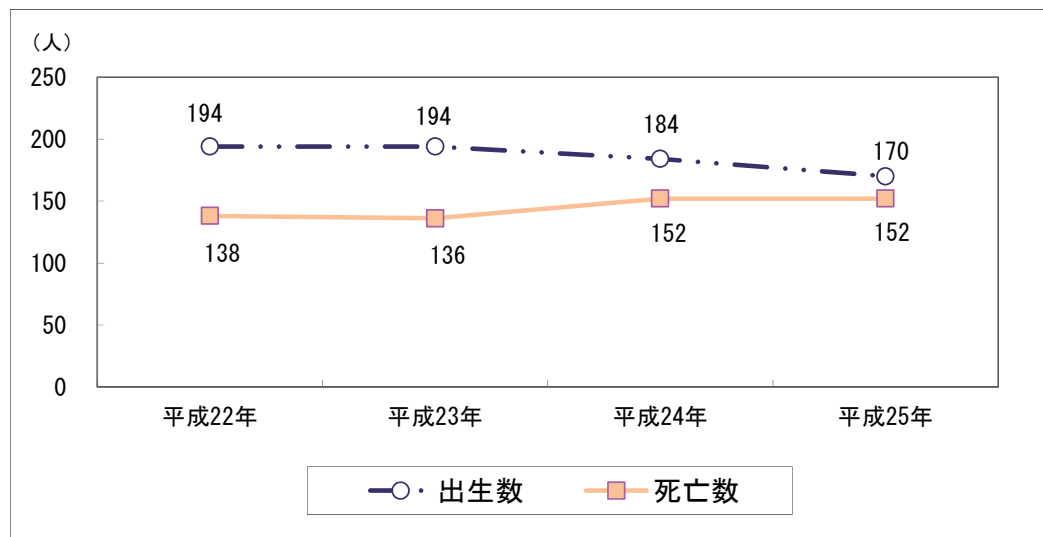


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

1-3 出生者数と死亡者数の推移

本町における出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成23年以降減少傾向にあり、平成25年では170人となっています。一方、死亡数は、平成24年から平成25年と約150人となっています。また、出生と死亡による人口の増減をみると、出生数が死亡数を上回る自然増加が続いており、平成25年は18人の増加となっています。

図 出生者数と死亡者数の推移

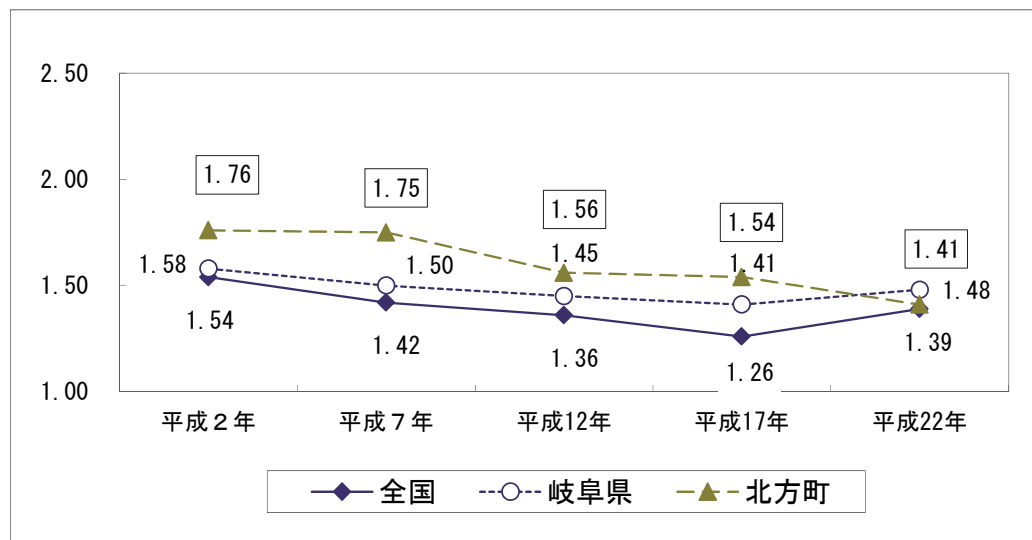


資料：住民基本台帳年報

1-4 合計特殊出生率の推移

本町における合計特殊出生率は、平成2年以降減り続けています。なお、国や県と比較してみると、平成22年では全国平均をやや上回っているものの、県平均を下回っています。

図 合計特殊出生率の推移



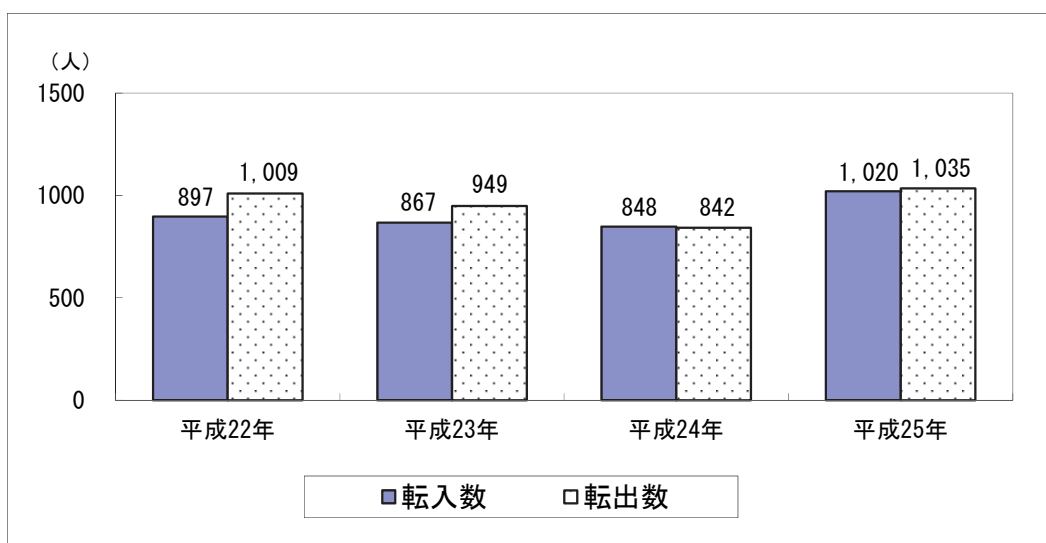
資料：人口動態調査

1-5 転入者数・転出者数の推移

転入数の推移をみると、平成24年までは減少傾向にあったものの、平成25年にかけては大幅な増加に転じており1,020人とここ4年間で最も多い転入数を記録しています。一方、転出数についても転入数と同様の傾向を示しており、平成25年では1,035人となっています。また、転入と転出による社会の増減をみると、平成24年を除いては転出数が転入数を上回る社会減*となっています。北方町における転入の理由は住宅事情、結婚等が中心であり、転出の理由は職業上の理由が多くみられます。

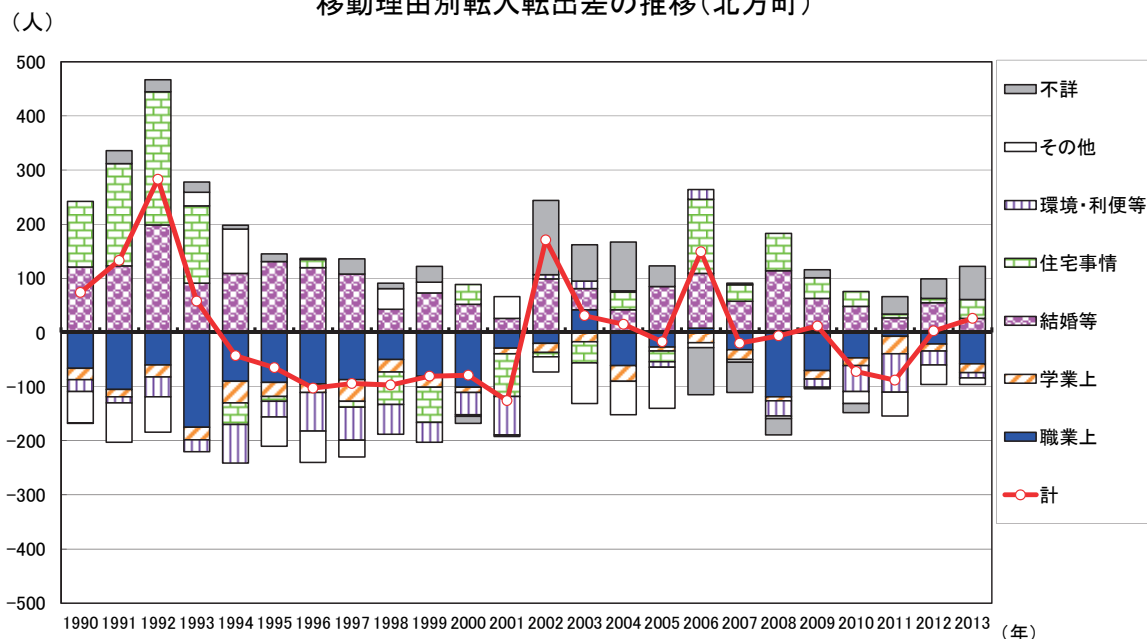
*社会減：人口移動において、転入よりも転出が多い場合のこと。

図 転入者数・転出者数の推移



資料：住民基本台帳年報

移動理由別転入転出差の推移(北方町)



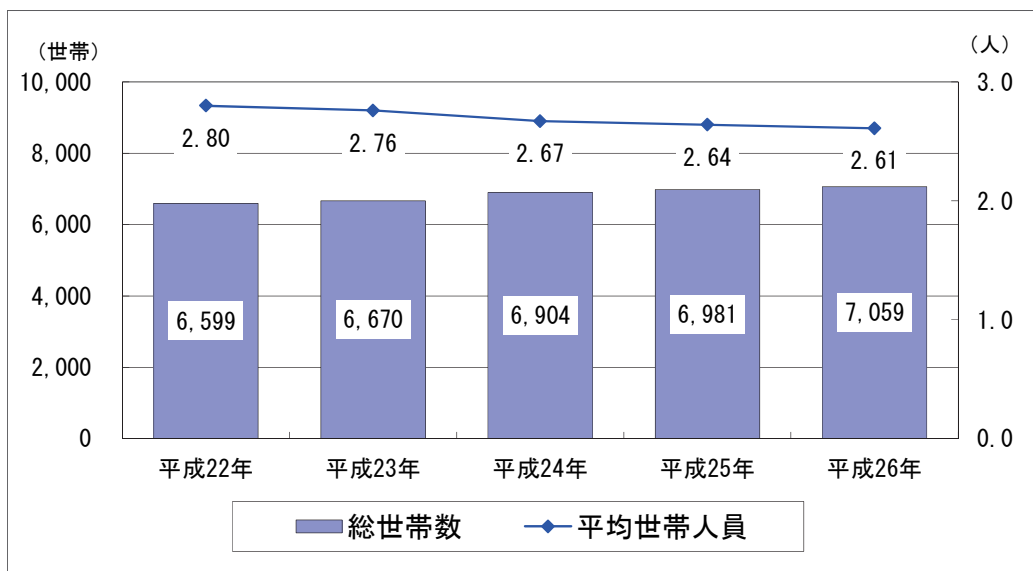
出典：岐阜県人口動態統計調査(不詳＝外国人＋職権、環境・利便等＝生活環境の利便＋自然環境＋交通の利便)

1-6 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移

本町の総世帯数は、平成26年4月1日現在7,059世帯となっており、平成22年から
の推移をみると、1.07倍の増加となっています。

一方、一世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、平成22年に2.80人であった
ものが、平成26年には2.61人となっています。

図 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移



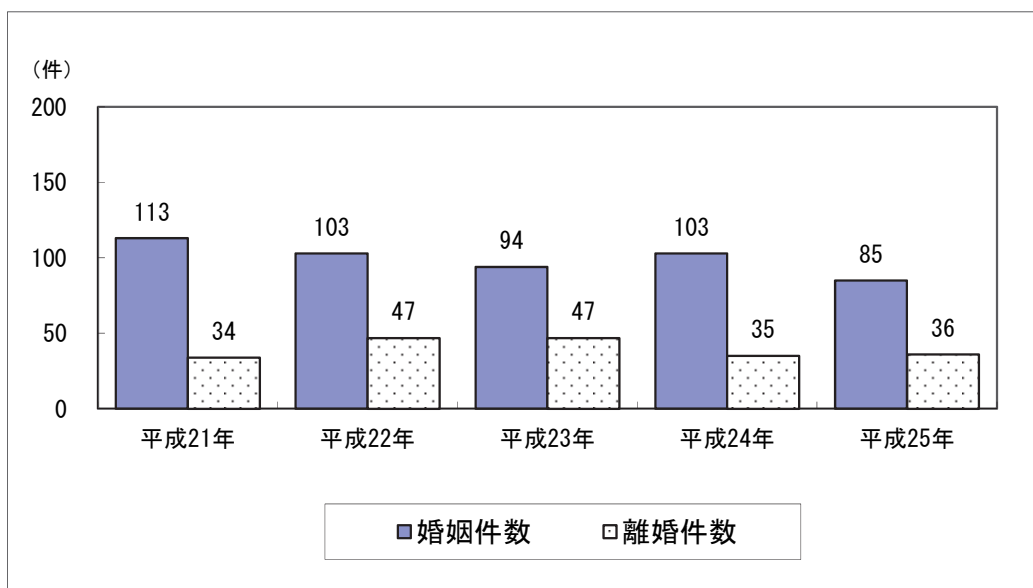
資料：自治会別人口（各年4月1日現在）

1-7 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数をみると、年々減少傾向にあり平成25年では85件となっています。

一方、離婚件数をみると、平成24年以降は35件程度となっています。

図 婚姻・離婚件数の推移



資料：戸籍事件票

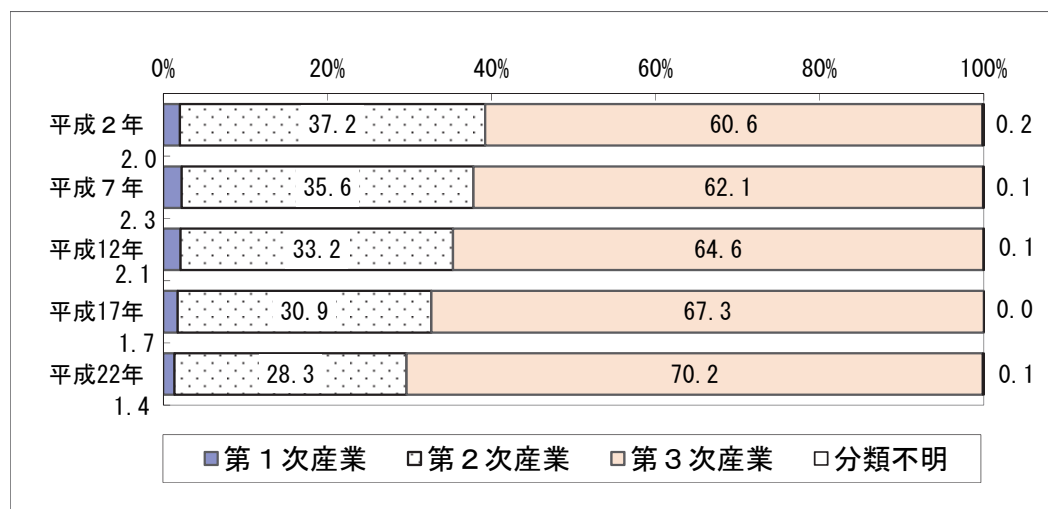
2 産業・就業構造

2-1 産業別就業者割合の推移

平成22年の国勢調査による産業構造をみると、第3次産業が70.2%で最も多く、次いで第2次産業が28.3%、第1次産業が1.4%となっています。

また、平成2年から平成22年までの推移でみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向であるのに対し、第3次産業は増加傾向にあります。

図 産業別就業者割合の推移

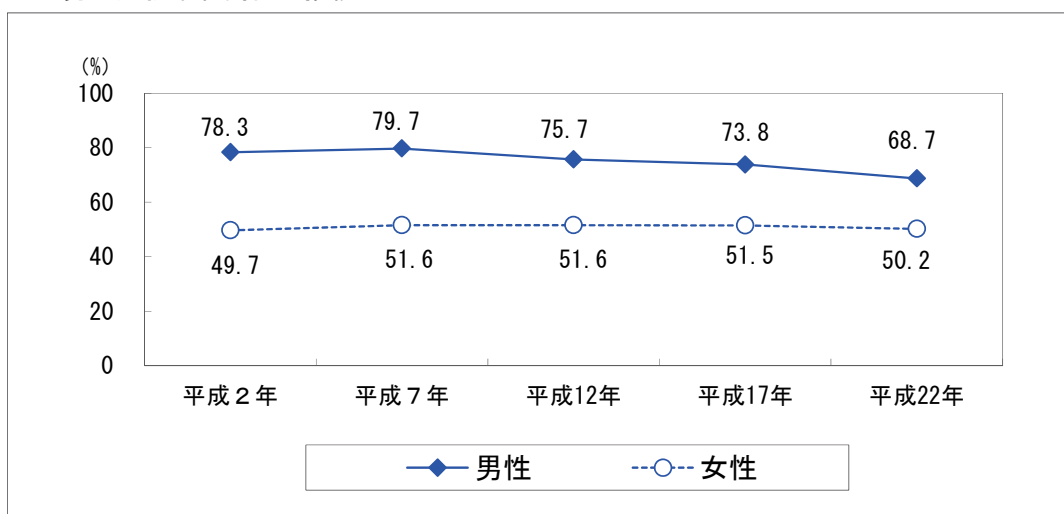


資料：国勢調査

2-2 就業者割合の推移

本町の就業率は、男性は減少傾向にあり、女性は5割前後で推移しています。

図 男女別就業者割合の推移



資料：国勢調査

2-3 女性の年齢別就業者割合の推移

本町における女性の就業率は全体では5割前後で推移しています。また、年齢別就業者の割合の推移をみると、25～29歳、30～34歳の就業率が大きく伸びており、平成2年からそれぞれ17.5ポイント、14.1ポイント増加しています。また、平成2年と平成22年の就業者割合をみると、平成2年に比べて25～34歳の就業率が上昇したため、M字カーブは緩やかになっています。これは、既婚女性の労働力率の上昇や、未婚化・晩婚化が要因であると考えられます。

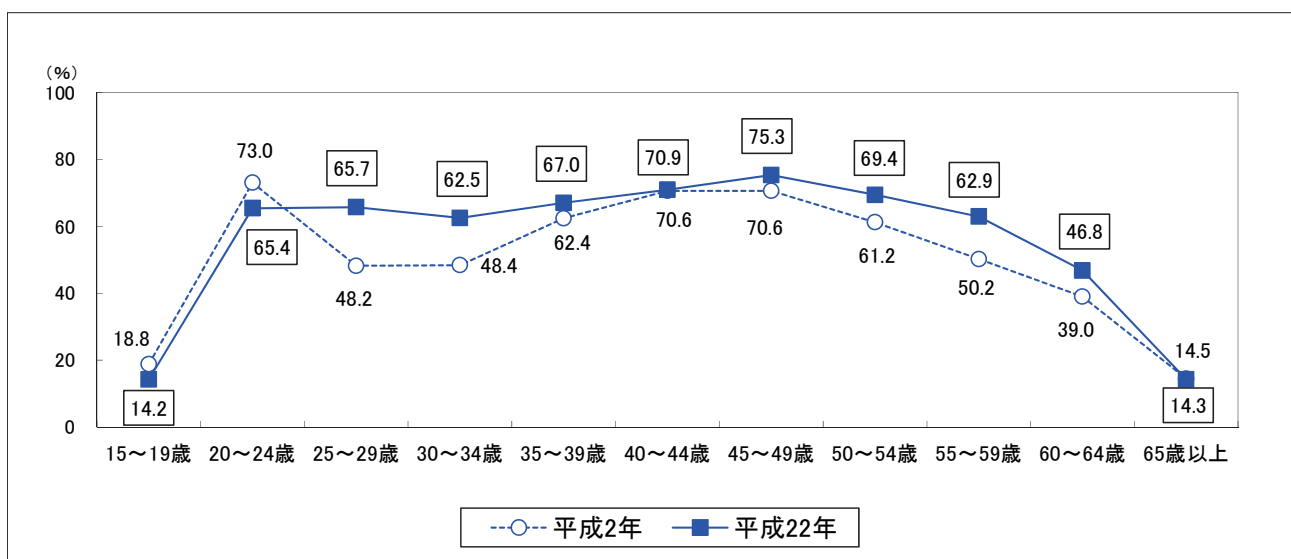
表 女性の年齢別就業者割合の推移

(単位：%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全体	49.7	51.6	51.6	51.5	50.2
15～19歳	18.8	16.1	18.3	18.6	14.2
20～24歳	73.0	71.4	72.6	70.0	65.4
25～29歳	48.2	56.6	60.7	65.6	65.7
30～34歳	48.4	47.7	53.8	58.8	62.5
35～39歳	62.4	59.9	66.8	63.6	67.0
40～44歳	70.6	70.5	74.1	74.0	70.9
45～49歳	70.6	70.5	74.1	74.0	75.3
50～54歳	61.2	69.4	66.8	71.6	69.4
55～59歳	50.2	55.1	55.8	60.6	62.9
60～64歳	39.0	41.4	39.5	39.1	46.8
65歳以上	14.5	18.2	15.4	15.5	14.3

資料：国勢調査

図 女性の年齢別就業者割合の推移



資料：国勢調査

3 保育サービスの現状

3-1 保育園の入園者数の推移

本町には平成 26 年 4 月現在、4 園の保育園があり、定員は 510 人となっています。入園児数の推移をみると、平成 25 年から平成 26 年にかけてはやや減少したものの、概ね増加傾向にあります。入園児数の増加に伴ない、保育士の数も増員し対応しています。また、待機児童はいません。

表 認可保育園数、入園者数、定員、保育士数等の推移

	認可保育園数 (か所)	入園児数 (人)	定員 (人)	保育士数 (人)	入所待機 児童数 (人)	定員に対す る入所率 (%)
平成 22 年	4	384	510	65	0	75.3
平成 23 年	4	397	510	68	0	77.8
平成 24 年	4	410	510	68	0	80.4
平成 25 年	4	417	510	71	0	81.8
平成 26 年	4	408	510	74	0	80.0

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日）

表 保育園別の入園状況

(単位：人)

保育園名	定員 (人)	園児数					町内全園児 数に対する 各保育園入 園児率 (%)
		総数					
		3 歳未満	3 歳児	4 歳児	5 歳児		
北保育園	55	38	7	11	10	10	9.3
東保育園	90	74	8	17	21	28	18.1
中保育園	165	131	41	33	31	26	32.1
南保育園	200	165	46	34	41	44	40.4
計	510	408	102	95	103	108	100.0

資料：福祉健康課

3-2 特別保育事業の状況

多様な子育てニーズに対応するために、町内の保育園では通常保育のほか、様々な特別保育事業を行っています。

表 特別保育事業の実施状況

(単位：人)

保育園名	未満児保育	早朝保育	長時間保育
北保育園	7	15	9
東保育園	8	25	29
中保育園	41	64	59
南保育園	46	65	70
計	102	169	167

資料：福祉健康課

3-3 学童保育の状況

学童保育は、3つの小学校の施設を利用し、放課後や長期休暇期間中に、労働等により昼間家にいない家庭の小学1年生から3年生を対象に子どもの生活指導などを実施しています。平成26年度は150人余りが利用しています。

表 学童保育の状況

(単位：人)

学校名	定員	学年				計
		1年	2年	3年	4年以上	
北方小	50	21	15	19	—	55
北方西小	45	18	15	13	—	46
北方南小	50	19	22	11	—	52
計	145	58	52	43	—	153

資料：教育委員会（平成26年4月1日現在）

4 母子保健事業の状況

4-1 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の届出のあった人に交付するもので、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、健康管理に役立てることを目的としています。

交付者数は平成 22 年度の 229 人をピークに減少傾向にあります。

表 母子健康手帳の交付状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交付者数 (人)	186	229	193	182	166

資料：福祉健康課

4-2 妊婦健康診査

妊娠中における疾病の早期発見と適切な治療や指導を図るため、妊婦健康診査を行っています。

平成 22 年度から妊婦健康診査受診券の交付枚数が 1 人あたり 14 枚に増えたため大幅な増加となりました。それ以降は減少傾向が続いており、平成 25 年度では 2,543 枚となっています。

表 妊婦健康診査の受診状況（受診券交付枚数）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交付枚数 (枚)	322	3,402	2,878	2,770	2,543

資料：福祉健康課

表 妊婦健康診査の受診状況

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ受診者数	2,242	2,416	2,081	2,179	1,916
異常なし	1,868	1,948	1,775	1,846	1,552
要指導	52	54	40	64	53
要精密	13	16	9	9	3
要治療	309	398	257	260	308

資料：福祉健康課

4-3 両親学級

パパママ学級では妊婦さんとその夫を対象に、この時期の赤ちゃんの様子や生後2ヶ月の赤ちゃんとの交流を図っています。

参加者数は父親、母親ともに減少傾向にあります。

表 パパママ学級の実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
父親の参加者数 (人)	20	34	17	13	10
母親の参加者数 (人)	64	79	72	49	32
開催数 (回)	12	12	12	12	12

資料：福祉健康課

4-4 乳幼児健康診査

3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に身体の発育、発達が順調であるかを確認するとともに、異常を早期発見し、心身の健全な育成を目的とする健康診査を行っています。

受診状況の推移をみると、いずれの健康診査の受診率も9割を超えています。未受診の理由は、長期入院や長期里帰りかほとんどで、それ以外の場合は訪問等により受診を促しています。

表 3～4か月児健診の受診状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診率 (%)	95.9	98.3	97.0	95.1	97.7

資料：福祉健康課

表 1歳6か月児健診の受診状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診率 (%)	95.5	96.9	93.8	93.9	93.2

資料：福祉健康課

表 3歳児健診の受診状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診率 (%)	93.1	93.2	93.4	96.1	97.3

資料：福祉健康課

表 乳幼児健康診査の結果

(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3 ～ 4 か 月	受診者数	213	173	188	176	167
	異常なし	138	98	119	111	109
	要観察	46	58	54	47	55
	精密検査	12	3	5	9	2
	要医療	17	14	10	9	1
1 歳 6 か 月	受診者数	193	216	167	184	164
	異常なし	65	55	57	51	46
	要観察	115	133	105	120	113
	精密検査	9	11	5	7	2
	要医療	4	17	0	6	3
3 歳	受診者数	176	193	184	171	180
	異常なし	76	77	97	66	83
	要観察	59	69	61	68	68
	精密検査	27	39	25	34	28
	要医療	14	8	1	3	1

資料：福祉健康課

4-5 乳幼児歯科健診

乳幼児の口腔内疾患の早期発見・早期治療を目的として、歯科健康診査を行っています。虫歯経験者率の推移をみると、1歳半、3歳児ともに減少傾向にあります。また、1人平均虫歯数は、1歳半、3歳児ともに減少傾向にあります。

表 虫歯経験者率

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 歳半 (%)	3.1	2.8	1.8	1.1	2.4
3 歳 (%)	13.1	14.0	12.0	14.0	11.2

資料：福祉健康課

表 1人平均虫歯数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 歳半 (本)	0.09	0.06	0.08	0.03	0.05
3 歳 (本)	0.45	0.60	0.50	0.40	0.30

資料：福祉健康課

4-6 家庭訪問

育児支援のため家庭訪問による相談を行っています。

実施状況の推移をみると、産婦訪問は出産されたお母さんには全員行っています。また、問題の見受けられる家庭には複数回訪ねるようにしています。

表 家庭訪問の実施状況（妊婦・産婦）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦 (人)	1	1	0	2	0
産婦 (人)	231	182	209	147	190

資料：福祉健康課

表 家庭訪問の実施状況（新生児・未熟児・乳児（新生児・未熟児を除く）・幼児）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新生児 (人)	30	28	34	26	33
未熟児 (人)	10	7	17	17	22
乳児 (人)	191	149	159	143	140
幼児 (人)	201	434	281	440	382

資料：福祉健康課

4-7 電話相談

保健センターでは、健康や子育てに関する相談などに電話で応じています。

相談件数は平成 23 年度から平成 24 年度にかけては増加したものの、平成 25 年度では減少しており、相談件数は 44 件となっています。

表 電話相談の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数 (件)	78	79	78	101	44

資料：福祉健康課

4-8 育児学級

乳幼児期の育児について学びながら親同士が交流できる場として、離乳食講習・1歳児の教室などを開催しています。

参加者数は毎年 800 人前後で推移しています。

表 育児学級の参加状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者 (人)	757	761	719	870	832

資料：福祉健康課

4-9 母子個別相談

保健センターでは、健康相談日を設け、保健師や栄養士が相談に応じています。

参加状況をみると、幼児に対する相談は平成 23 年度から平成 24 年度にかけて大幅に増加しています。

表 母子個別相談の参加状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦 (人)	187	253	211	182	188
産婦 (人)	1	0	0	1	6
乳児 (人)	193	136	171	143	119
幼児 (人)	189	177	250	532	517
思春期 (人)	1	9	0	0	0

資料：福祉健康課

5 子育て支援の状況

5-1 きた子ども館、みなみ子ども館

本町には、きた子ども館、みなみ子ども館内に児童館と子育て支援センターの機能があります。

(1) 児童館の状況

児童館では、子ども同士の遊びとふれあい、友達づくり、絵本の読み聞かせ、保護者の育児相談などを行っています。

利用者数は、年間 12,000～13,000 人前後で推移しています。

表 児童館（現きた子ども館）の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (人)	13,190	13,162	11,807	13,561	12,872

資料：福祉健康課

(2) 子育て支援センター

子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、子育てセミナーや講演会の開催、育児相談、情報提供、乳幼児と保護者のふれあい遊び、乳幼児の保護者同士の仲間づくり、サークル活動の支援、自由来所などを実施しています。

5-2 子育て広場

子育て広場は、未就園児とその保護者を対象に、月 1 回、全保育園を開放し、園児とともに遊ぶ機会を設けています。

5-3 ちびっこルーム

ちびっこルームは、未就園児とその保護者を対象に、きた子ども館、みなみ子ども館で月 2 回開催し、子ども同士のふれあいの機会を提供しています。

5-4 ままプラザほっと

ままプラザほっとは、毎週月、水、金曜日に親子の交流活動や子育て相談、一時託児などを行っています。

5-5 子育て支援助成金

保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、3 人以上子どものいる世帯で保育園、幼稚園、小・中学校に通う第 3 子以降の子に対して助成金を支給しています。

5-6 ひなたぼっこくらぶ

ひなたぼっこくらぶは、赤ちゃんからおじいちゃん・おばあちゃんまで誰もが集える「地域みんなの集いの場」です。お茶を飲みながら話をしたり、健康体操やゲームなどの遊びをしたり、多世代交流ができる場として活動をしています。また、一時的にお子さんを預かるなどのボランティアもしています。

6 教育機関の状況

6-1 幼稚園の状況

本町には、公立幼稚園が1園、私立幼稚園が1園あります。平成26年では302人が入園しています。

表 町内幼稚園の就園状況（平成26年）

	3歳児	4歳児	5歳児	計
町立北方幼稚園（人）	26	28	29	83
私立北方幼稚園（人）	73	63	83	219
計	99	91	112	302

資料：教育委員会

6-2 小・中学校児童数の推移

本町には、現在3校の小学校があります。平成26年では、総児童数は1,097人となっています。また1校の中学校があり、生徒数は、平成26年で599人となっています。小学生は減少傾向、中学生は概ね横ばいで推移しています。

表 小・中学校児童数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学生（人）	1,215	1,194	1,146	1,125	1,097
中学生（人）	598	618	599	607	599
計	1,813	1,812	1,745	1,732	1,696

資料：学校基本調査

表 小・中学校学級数、教員数、児童・生徒数（平成26年）

	学級数（級）	教員数（人）	児童・生徒数（人）
北方小学校	17(1)	33	482
北方西小学校	11(2)	23	241
北方南小学校	14(2)	29	374
北方中学校	19(2)	44	599
計	61(7)	129	1,696

（ ）は特別支援学級数 資料：学校基本調査

7 相談事業の状況

7-1 相談事業の状況

子育てにおける悩みや保健・福祉に関する各種相談事業を実施しています

表 相談事業の状況

実施場所	事業の名称	内容
福祉健康課	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、関係機関との連絡調整を行っています。
きた子ども館、みなみ子ども館 (子育て支援センター・児童館)	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、関係機関との連絡調整を行っています。
保健センター	母子の健康相談	健康に関する悩みや相談を受け付けています。
	電話相談	電話により、健康や育児に関する相談を受け付けています。
老人福祉センター	心配ごと相談	民生委員児童委員によるあらゆる悩みの相談を受け付けています
教育委員会 各小中学校	教育相談 発達相談	不登校、いじめ、学習、友達関係などの悩みや、発達相談のカウンセリングを受け付けています。
	電話相談	子育て、学校教育全般、不登校、いじめ、発達相談など電話による相談も受け付けています。
幼稚園	仲よし広場	未就園児の子育て相談をしています。
保育園	子育て広場	

8 アンケート調査結果の概要

8-1 調査目的

就学前児童（0～5歳）と、小学生児童（小学校1～5年生）を持つ保護者の、保育等に対するニーズを把握することにより、子育てに対するサービスの充実を図るためにアンケート調査を実施しました。

8-2 調査概要

	就学前児童	小学生児童
(1) 調査地域	北方町全域	
(2) 調査対象	北方町に居住する0歳～5歳までの児童を持つ親	北方町に居住する小学校1年生～5年生までの児童を持つ親
(3) 対象者数	902人	767人
(4) 抽出方法	全数	
(5) 調査方法	郵送配付・郵送回収	学校配付・回収、一部郵送配付・郵送回収
(6) 調査時期	平成25年12月	

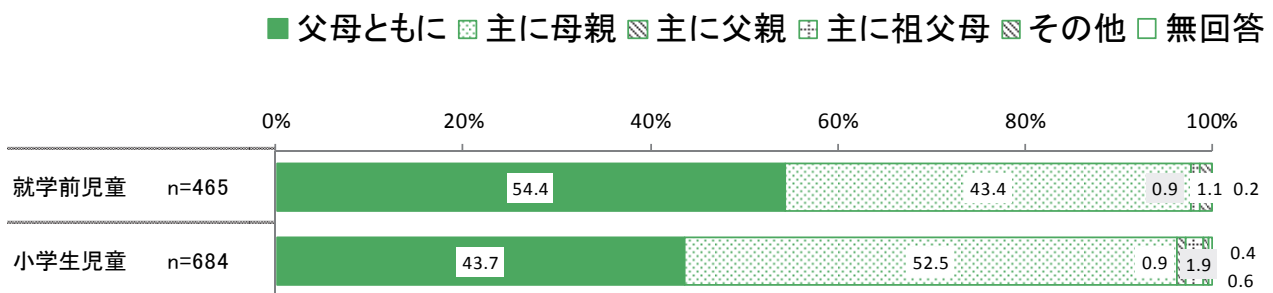
8-3 回収結果

	配付数	回収数	回収率
就学前児童	902	465	51.6%
小学生児童	767	684	89.2%

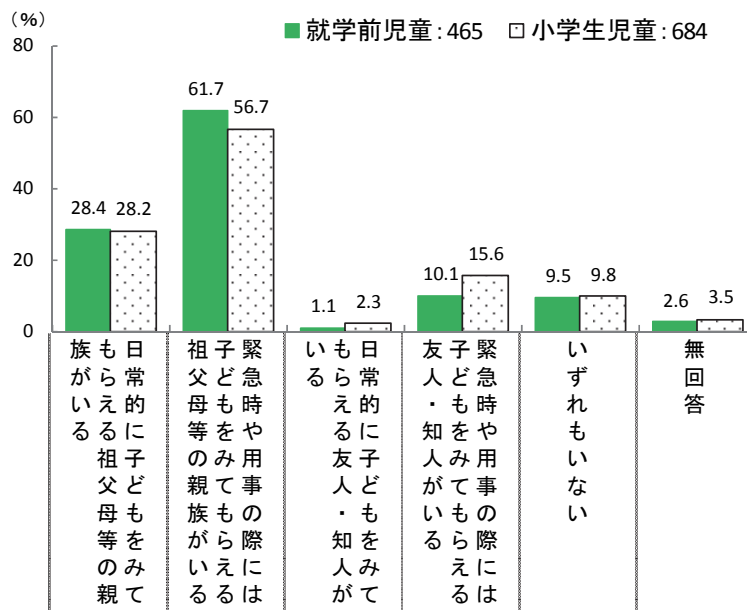
8-4 子育ての担い手

家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、就学前児童、小学生児童ともに、両親もしくは母親という家庭がほとんどです。また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約3割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約6割を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にありますが、いずれもないという家庭に対するサポートが必要です。

図：子育てや教育を主に行っている人



図：日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか

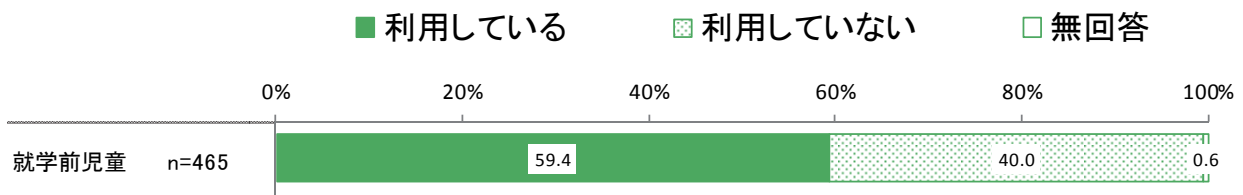


8-5 教育・保育の利用状況と利用意向

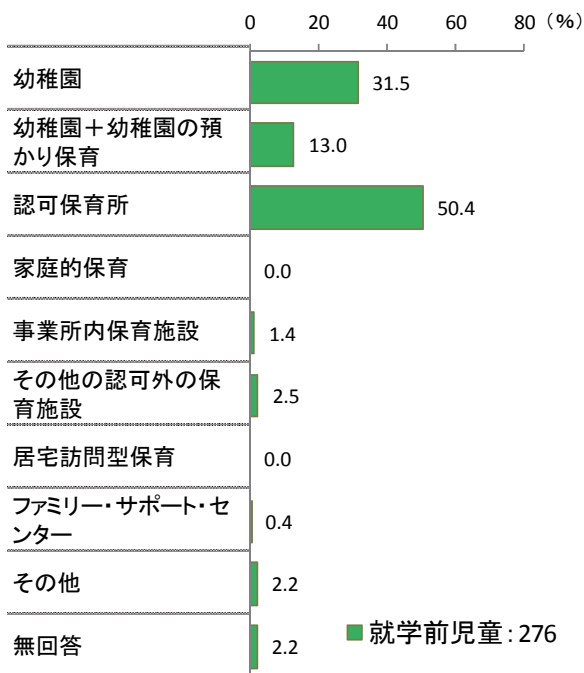
就学前児童の保護者に保育サービスの利用状況をたずねたところ、「利用している」人が約6割を占め、そのうち、「認可保育所」が約5割で最も多く、次いで「幼稚園」が約3割となっています。

また、就学前児童の保護者に今後利用したい保育サービスについてたずねたところ、「認可保育所」が約5割で最も多く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が約4割、「幼稚園」が約3割となっています。

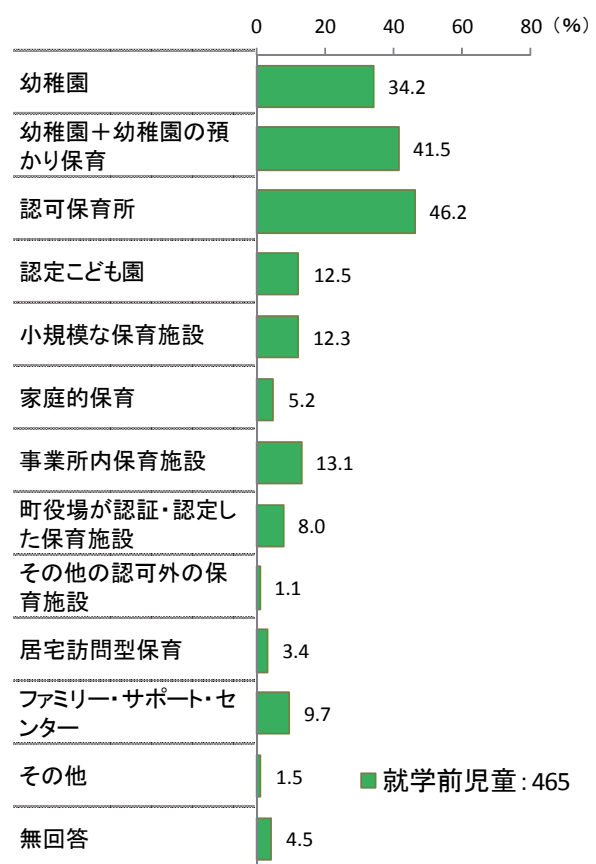
図：幼稚園や保育所の利用状況



図：平日に利用している保育サービス



図：今後利用したい保育サービス

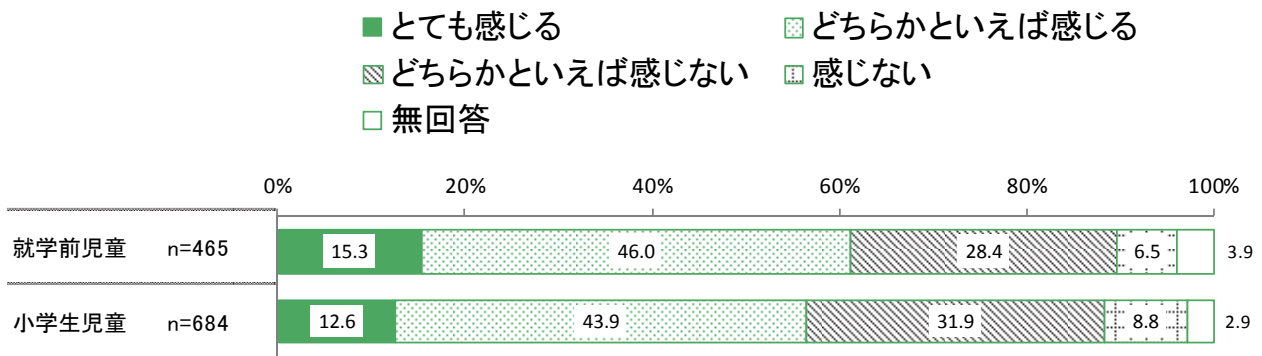


8-6 子育てに対する悩みや負担感

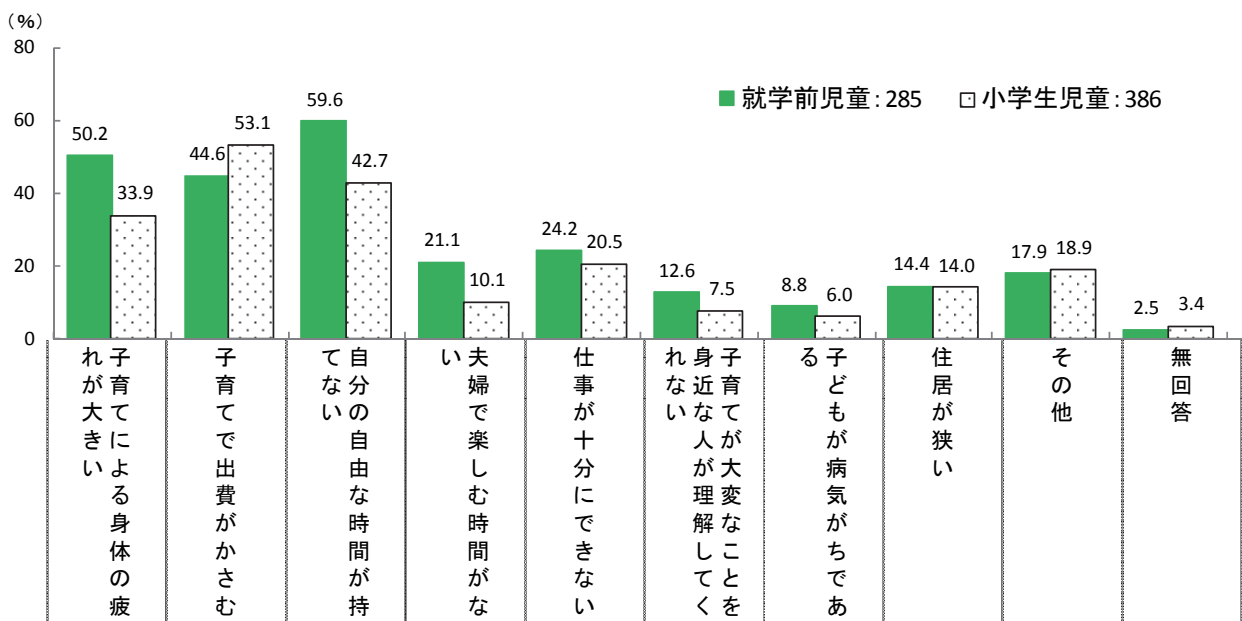
子育てに対する不安感や負担感については、“子育てに不安感や負担感を感じている人”（「とても感じる」＋「どちらかといえば感じる」）が就学前児童、小学生児童の保護者ともに約6割を占めています。

子育てを負担に感じることについては、就学前児童の保護者の約6割が「自分の自由な時間が持てない」と答えており、自分自身の時間がないことにストレスを感じる方が多くなっています。また、小学生児童の保護者の5割強が「子育ての出費がかさむ」という経済的な負担が多くあげられており、就学前児童のいる家庭には子育て中の親に対し、精神的なゆとりを与えるサービス、小学生児童のいる家庭には経済的支援の充実を図るなど、状況に応じた対応をしていく必要があります。

図：子育てに対する不安感や負担感について



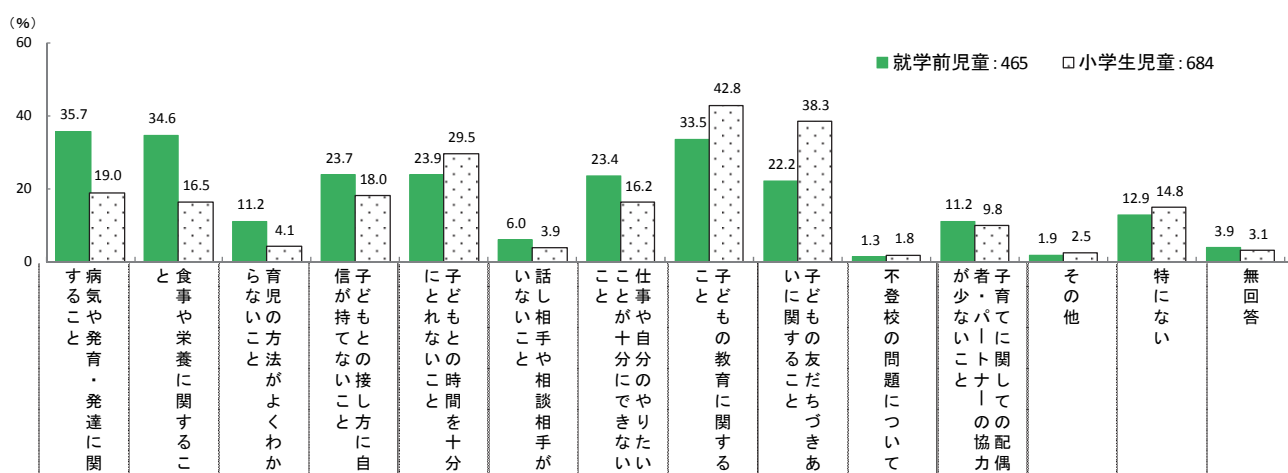
図：子育てをする上で、特に負担に思うこと



子育てに関する悩みについては、就学前児童の保護者では「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」が多くなっています。また、小学生児童の保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が多くなっています。

子育てに関する悩みは、児童虐待、いじめやひきこもりの問題など、多岐に渡ることから、深刻な状況にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていくことが必要です。

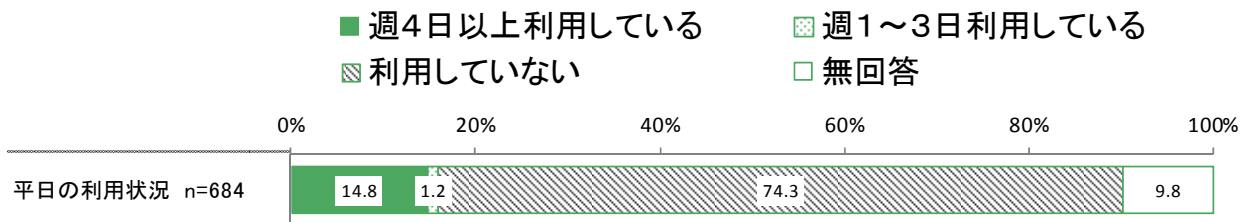
図：子育てに関して、日常悩んでいることや気になること



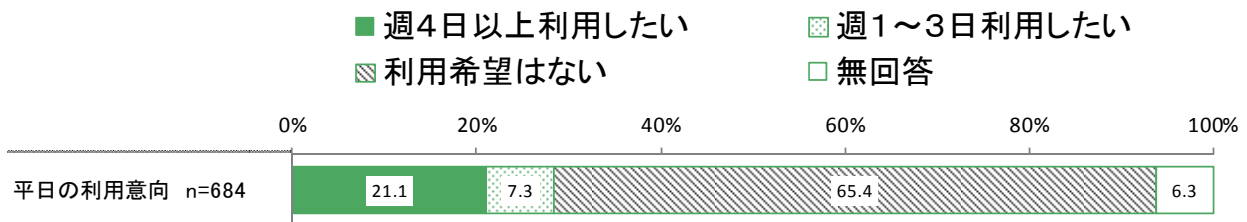
8-7 学童保育の利用状況と利用意向

小学生児童の保護者に平日の学童保育の利用状況についてたずねたところ、利用している人は約2割です。また、学童保育の利用意向をたずねたところ、利用意向のある人は、平日では約3割、土曜日、日曜・祝日では約1割、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中では約5割を占めています。

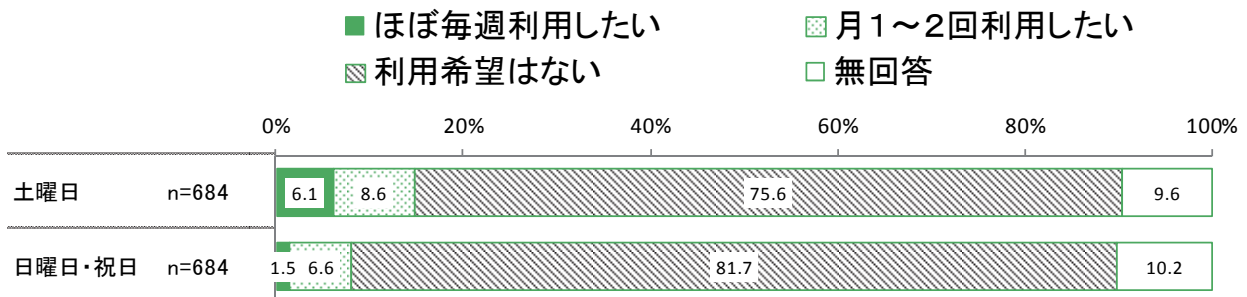
図：平日の学童保育の利用状況



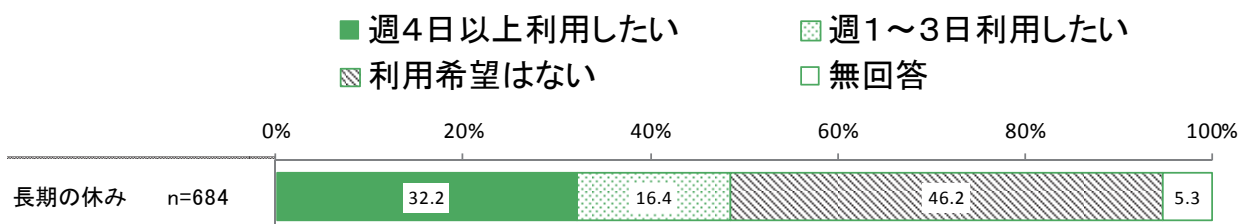
図：平日の学童保育の利用意向



図：土曜日、日曜・祝日の学童保育の利用意向



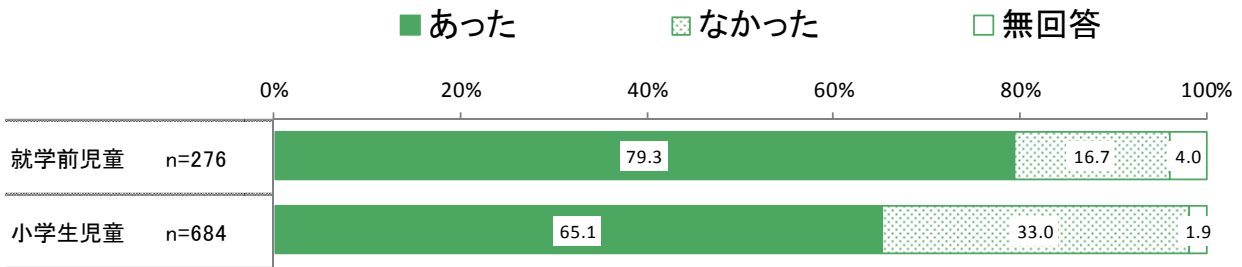
図：長期の休みの学童保育の利用意向



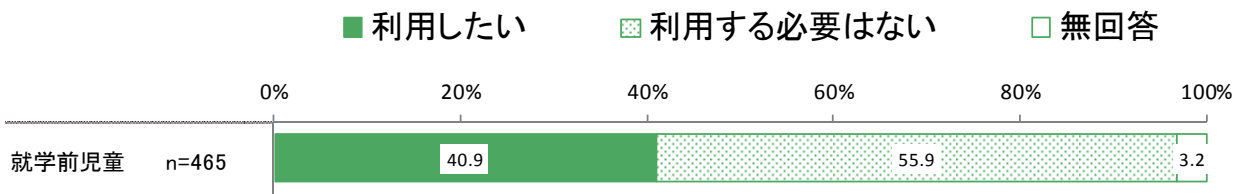
8-8 病児・病後児保育・一時預かりの利用状況と利用意向

子どもが病気の際に仕事を休んだ経験は、就学前児童では約8割を占めています。また、不定期の教育・保育事業を「利用したい」割合が約4割と高くなっており、病児・病後児保育や一時預かりなどのニーズが高いことがうかがえます。

図：この1年で子どもが病気等で仕事を休んだこと



図：不定期の教育・保育事業の利用意向

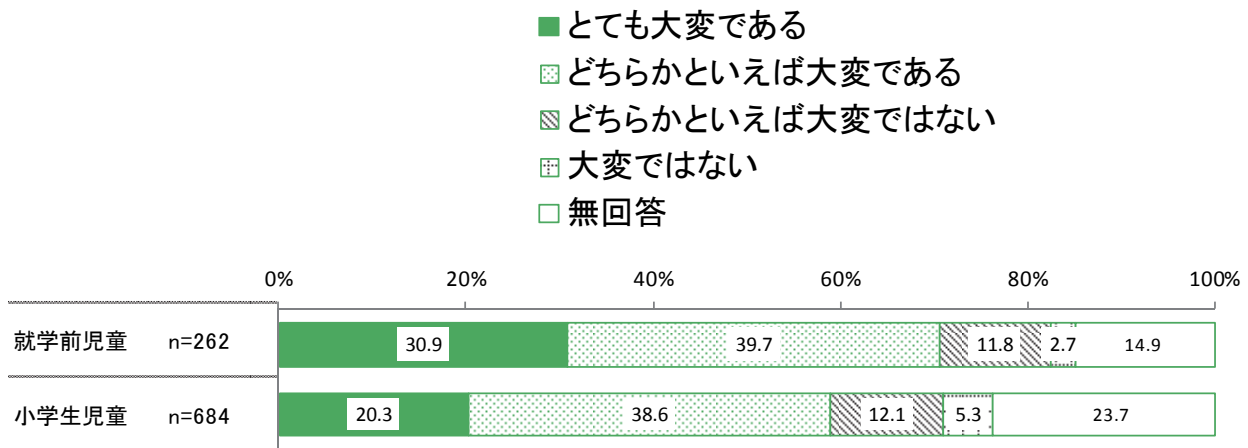


8-9 仕事と家庭生活の両立

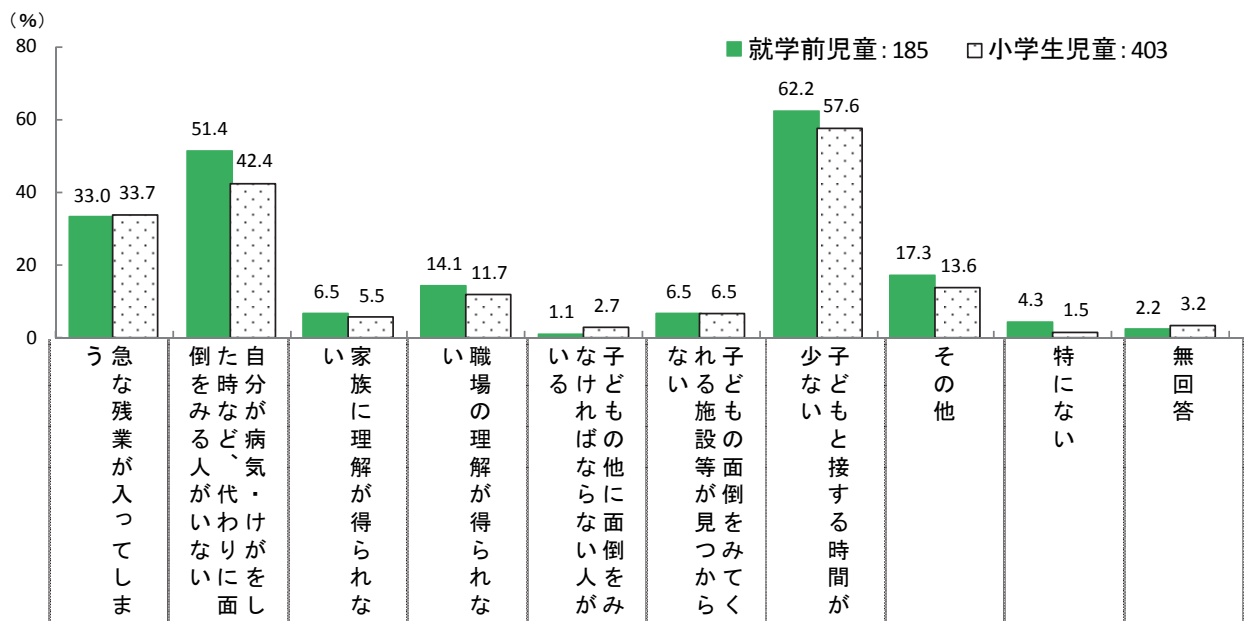
仕事と子育ての両立は“大変であると感じている人”（「とても大変である」+「どちらかといえば大変である」）が就学前児童の保護者では 70.6%、小学生児童の保護者では 58.9%と5割を超えており、働きながらの子育ての難しさがうかがえます。

また、仕事と子育てを両立させる上で大変だと思われることは、「子どもと接する時間が少ない」が最も多く、次いで「自分が病気・けがをした時など、代わりに面倒をみる人がいない」「急な残業が入ってしまう」の順となっています。

図：仕事と子育ての両立について

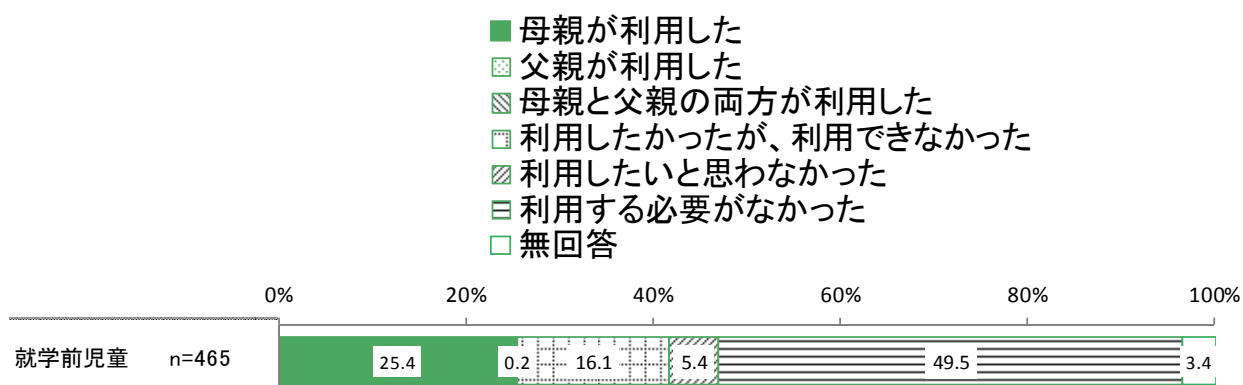


図：仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと

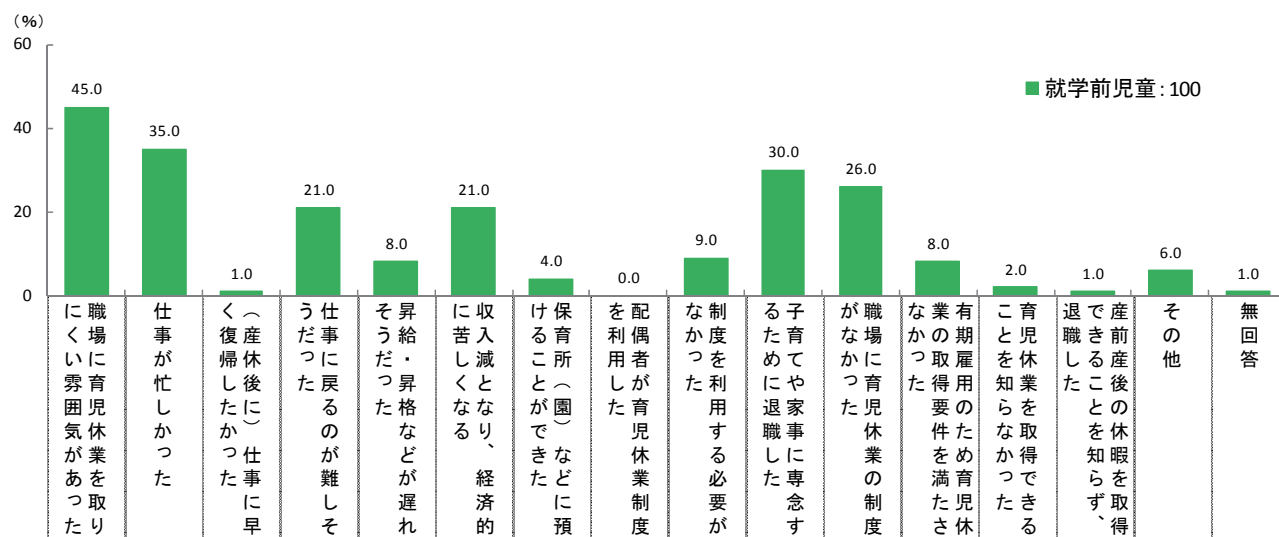


母親又は父親の育児休業制度の利用状況については、利用した人では、母親は25.4%、父親は0.2%となっており、現実的には制度を利用しにくい状況がみられます。育児休業を利用していない理由として、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」など、仕事と子育てを両立できる職場環境が十分に整備されていない状況もみられます。育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業に求められる要素も少なくないことから、働き方の見直しなど、企業等へのワーク・ライフ・バランスの働きかけが必要です。

図：育児休業制度の利用状況



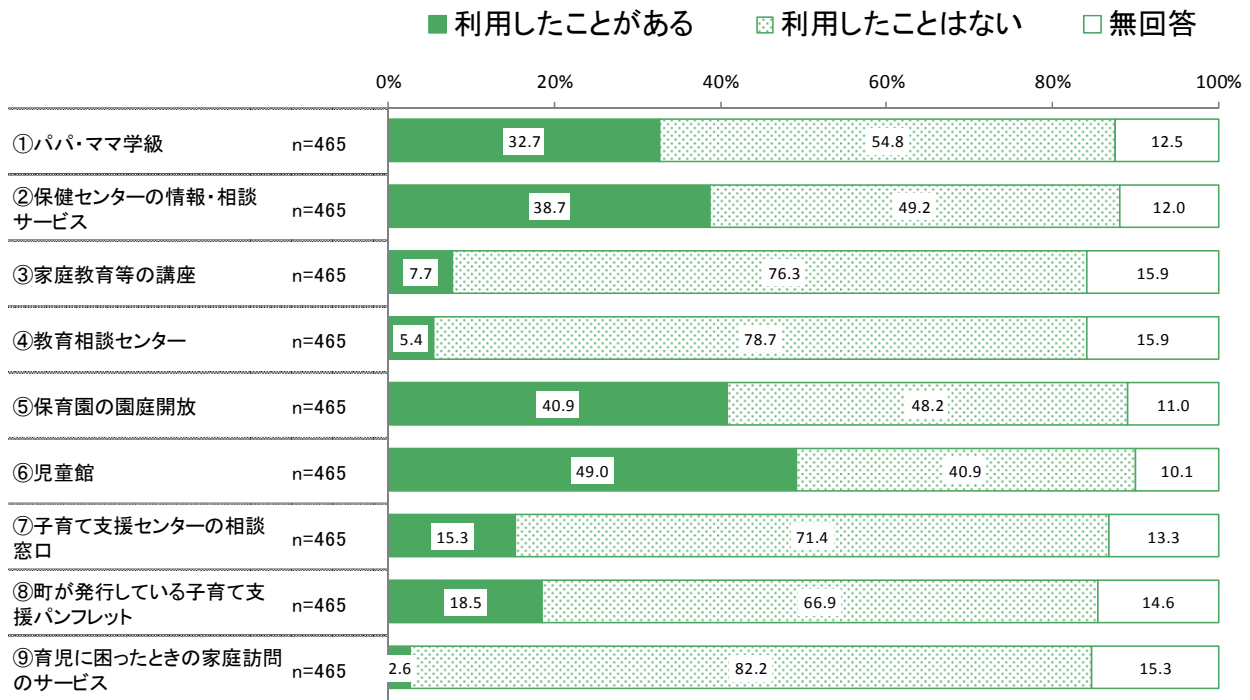
図：育児休業制度を利用できなかった、または思わなかった理由



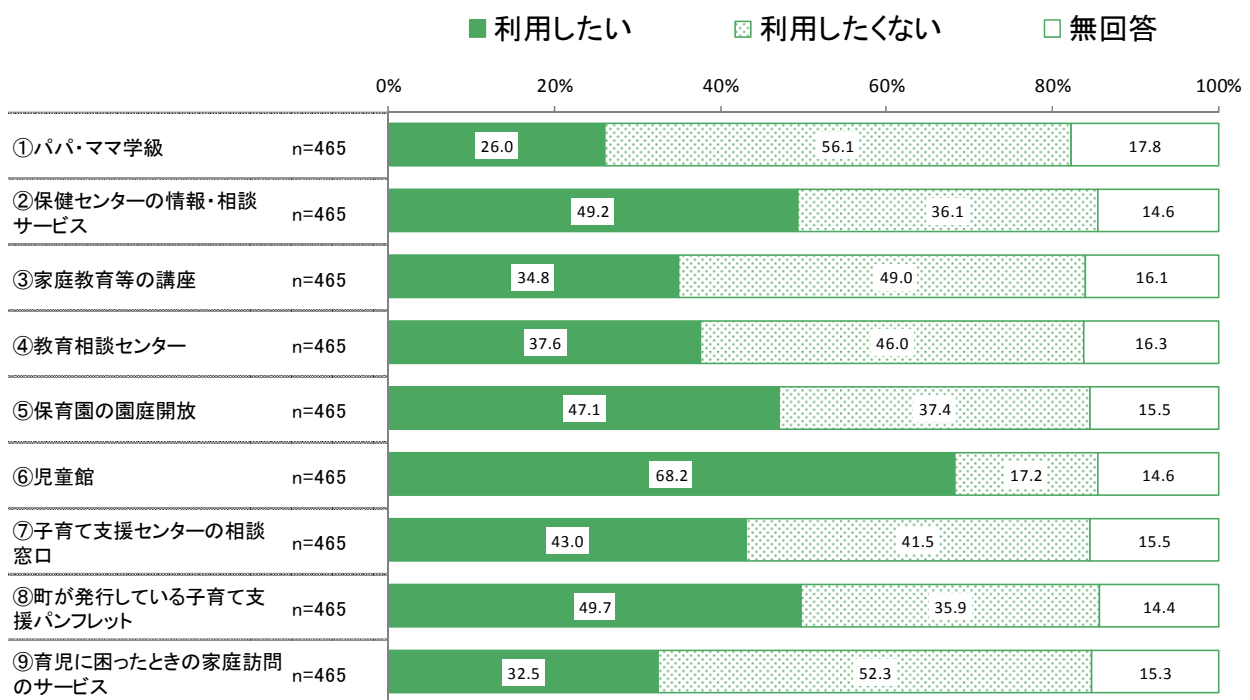
8-10 子育て支援サービスの利用状況と利用意向

子育て支援サービスの利用状況については、「②保健センターの情報・相談サービス」「⑤保育園の園庭開放」「⑥児童館」などでは4割前後を占めているものの、全体的には低い状況にあります。しかしながら、利用意向をみると、「①パパ・ママ学級」を除いては、利用状況に比べ利用意向の割合が高いことから、潜在的ニーズはあると考えられます。

図：子育て支援サービスの利用状況



図：子育て支援サービスの利用意向

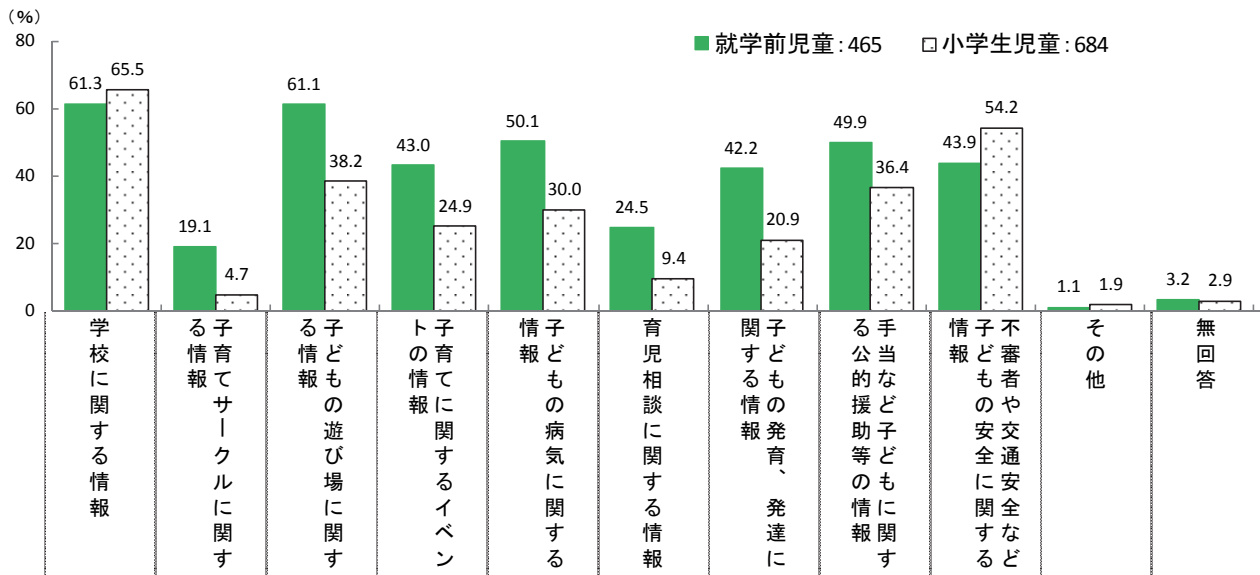


8-11 子育てに関して希望する情報

子育てに関して希望する情報については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「学校に関する情報」「子どもの遊び場に関する情報」「子どもの病気に関する情報」「手当など子どもに関する公的援助等の情報」「不審者や交通安全など子どもの安全に関する情報」が上位5項目としてあげられています。

子育てに限らず、情報提供は行政に求められる大きな役割の一つでもあることから、子育てに必要な情報をいつでも得ることができるよう、情報提供体制の充実が求められています。

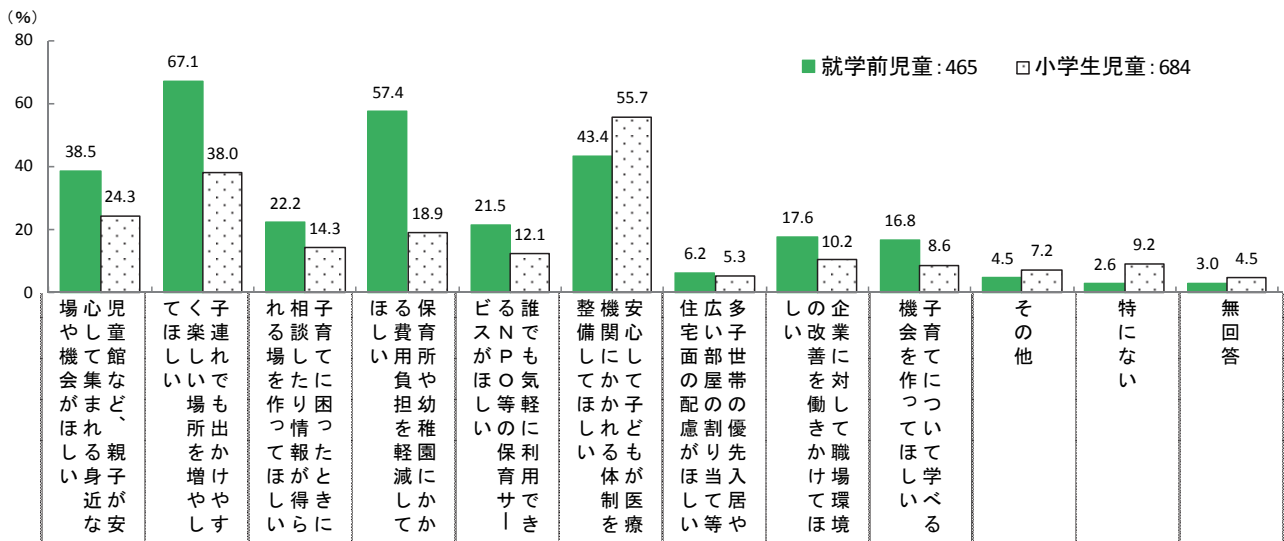
図：子育てに関して希望する情報



8-12 子育て支援に対する町への要望

町に対し希望する子育て支援の充実については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やしてほしい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場や機会がほしい」「子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場を作ってほしい」が上位5項目としてあげられています。

図：町に対して子育て支援の充実を図ってほしいこと



9 目標事業量の達成状況

前計画（北方町次世代育成支援対策後期行動計画）では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その達成状況は以下のとおりです。

事業名		目標事業量	実績		
		平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
通常保育事業	0～2歳児	133人	131	132	125
	3～5歳児	309人	309	309	309
	計	442人	440	441	434
延長保育事業		2か所	2	2	2
トワイライトステイ事業		0か所	2	2	2
病児・病後児保育事業		1か所	1	1	1
		297日	352	409	392
放課後児童健全育成事業		3か所	3	3	3
		145人	142	151	151
地域子育て支援拠点事業		1か所	1	1	2
ショートステイ事業		2か所	2	2	2
ファミリー・サポート・センター事業		0か所	0	0	0

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは未来を担う大切な宝であり、次代の社会を担う子どもが健やかに成長し、子育て家庭やこれから子どもを持つとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができる環境づくりを整備するためには、町民、行政、地域が一体となって全力で子育て家庭を支援していく必要があります。また、みんなで力を合わせて子育てを支えていくことが、ひいては未来の北方町を築くことにつながります。

本町では、これまでも「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもとに、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が、力を合わせて子育て家庭を支援してきました。

そのため、前回計画においては、基本理念を「いきいきとした子どもを育てあうまち きたがた」としていました。本計画においては、前回計画の基本理念の考え方を継承しつつ、すべての親が子育ての楽しさや喜びを感じ、すべての子どもたちがのびのびと成長できるまちづくりをめざす観点から、以下の通りに定め、本計画を推進していきます。

計画の基本理念

いきいきとした子どもを育てあうまち
「人間都市」きたがた

2 基本的視点

本計画を推進するにあたって、次の3つの視点を重視します。

1 子どもの幸せを第一に考える視点

これまでの子育て支援対策は、どちらかという仕事をしている子育て家庭への両立支援の充実が目的でした。子育て支援サービスを充実するとき、単に親への負担の軽減を目指すというのではなく、子どもの幸せを第一に考えた上でのものでなければなりません。本計画は、常に子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるような施策を展開します。

2 すべての子育て家庭への支援という視点

子育て支援対策は、子育てと仕事との両立だけでなく、様々な理由により子育てに孤独感や社会からの孤立感といった悩みを抱えている専業家庭も対象になります。子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。子どもは次代の親であり、子どもへの支援策は次代の親づくり、地域の未来づくり、日本の未来づくりであるという認識を深めます。本計画では、仕事をしている家庭だけでなく、地域のすべての子育て家庭への支援という視点を重んじ、施策を展開します。

3 地域社会全体による支援という視点

本計画は、子育ては父母またはその他の保護者が第一義的な責任を有するという基本理念のもと、行政、企業、地域を含めた様々な団体が力を合わせて取り組むべき課題という認識から、地域全体が一丸となって子育て支援対策を進めていくことを重んじます。

3 教育・保育提供区域の設定

◆圏域設定に関する国の考え方◆

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、この教育・保育提供区域を町全体で1つの区域として設定いたします。

4 子育て支援に関する各分野の取組

本町では、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「北方町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、子どもの健全育成と、子育て家庭の支援施策を計画的に推進しています。

「北方町子ども・子育て支援事業計画」では、「北方町次世代育成支援対策後期行動計画」を引き続き継続・発展させ以下のように取り組んでいきます。

1 子育てを支援する生活環境の整備

施策項目	施策内容	現状	目標
★町重点施策★ 公園の整備	子どもの遊び場、住民の憩いの場として公園を整備し、快適な居住環境の整備に努めています。	実施	充実
緑化の推進	公園などの整備については緑化を推進しています。	実施	充実
★町重点施策★ 人にやさしいまちづくり	妊婦やベビーカーを押している人をはじめとして、高齢者や障がい者でも歩きやすい、利用しやすい道路や公的施設のバリアフリー化を推進しています。	実施	充実
自然環境の保全	子どもたちが安心して遊ぶことのできる水辺や緑地など、かけがえのない自然環境の維持保全に努めています。	実施	継続
歩行者道の整備	幅員のある道路における歩道の整備をすすめ、歩行者専用空間を確保しています。	実施	継続
利用しやすい公共施設の整備	公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペースの整備・設置などを推進します。	実施	継続
子育てバリアフリー情報の提供	子育て世帯へ地域の施設のバリアフリー情報を提供しています。	実施	継続

2 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策項目	施策内容	現状	目標
通常保育	公立保育園4園で8時30分から16時30分までの保育を実施しています。定員は510人です。 保育施設については、必要に応じて整備を図ります。 保育内容の充実とともに、保育士の資質向上のための研修の充実を図ります。	実施	継続
★町重点施策★ 乳児保育	0歳の乳児保育は中保育園、南保育園の2園、定員21人で実施しています。今後もニーズに合わせて整備していきます。	実施	充実
3歳未満児保育	1歳児、2歳児の保育は北保育園、中保育園、東保育園、南保育園の全保育園で定員108人で実施しています。	実施	継続
延長保育	7時30分から8時30分までの早朝保育と16時30分から17時30分までの長時間保育を保育園4園で実施しています。また、19時までの特別延長保育を中保育園、南保育園の2園で実施しています。平成26年度では約70人が利用しています。	実施	継続
障がい児保育・統合保育	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、幼稚園・保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。	実施	継続
一時保育	仕事やその他の理由により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育施設で預かり、保育を実施しています。	実施	継続
病児・病後児保育	保育園や幼稚園に通っている子どもが病気の回復期で、集団生活になじまない場合に病院において一時的な保育を実施しています。	実施	継続
学童保育	町内3か所において小学3年生までを対象に、平日の放課後と夏休みなどの長期休暇期間に学童保育を実施しています。	実施	充実
管外保育	保護者の勤務の都合により、居住地以外の保育園入所の要望が増えていることから、協議の成立した近隣市町と相互の受入れ入所を実施しています。	実施	継続
地域の子育てネットワーク	子育てに関する情報を一元化して提供できる体制を整え、いつでもどこからでも、気軽に子育ての輪を広げることのできる体制を整備します。 子育て支援センターや児童委員など子育て支援の専門家のネットワークを構築します。	実施	充実

3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策項目	施策内容	現状	目標
命を尊ぶ教育	小中学校において、命を育み尊ぶための授業を行っています。 中学生には命ふれあい講座を実施し、乳児にふれあう機会を設けています。	実施	継続
若い女性への啓発	妊娠適齢期に関する情報、適切な母体の体重や食生活、喫煙が胎児に及ぼす影響等、妊娠を望む女性が、自ら健康管理できるよう啓発していきます。	実施	継続
★町重点施策★ 母子健康手帳の交付と妊娠期からの支援	妊娠届をした妊婦及び配偶者に、妊娠期の健康の自己管理について支援しています。また、出産後の訪問や、予防接種、健診や相談、福祉サービスに関する情報提供を行います。	実施	充実
妊婦健康診査	健康診査の補助券を交付し、適切な時期に適切な回数健診を受けることができるように支援しています。妊婦の不安や異常の早期発見・対応により、快適・安全な妊娠・出産ができるようにしています。	実施	継続
★町重点施策★ パパママ学級・妊娠期の相談・訪問	仲間づくり、栄養・口腔衛生・運動・出産に係る知識の普及や相談、父親の育児参加支援等を行っています。継続的支援が必要な妊婦には個別に相談や訪問を行っています。	実施	充実
全戸訪問	出生後 2 か月になる前に全戸訪問して、育児に関する情報提供や相談を行っています。不安が大きい場合や育児支援が必要な場合は、複数回に渡り訪問や相談を行っています。	実施	継続
乳幼児健康診査・教室・相談等	健康診査や教室では、子どもの発達課題（身体発育、愛着形成、食習慣や生活リズムの獲得等生活習慣の形成等）に則した内容で適切な成長を促せるように働きかけています。	実施	継続
★町重点施策★ 乳幼児訪問	低体重等、未熟な状態で生まれた乳児の家庭には、退院後できるだけ早い機会に、訪問するようにしています。より充実した育児支援のため、継続訪問し、医療機関や福祉担当者との連携を充実していきます。	実施	充実
定期健康相談・随時の相談	保健センターでは、毎月 2 回健康相談日を設け、体重や身長測定、離乳食の進め方等の相談を行っています。 定期相談日に都合の悪い方は面談したり、電話での相談に応じたりするなど、随時相談にのっています。	実施	継続

施策項目	施策内容	現状	目標
★町重点施策★ 遊びの教室	発達を促すためより積極的関わりをした方がよい場合は、心理相談員と音楽療法士を中心とした遊びの教室への参加を勧奨しています。	実施	充実
予防接種	定期接種は生後 2 か月から始まります。従って、全戸訪問を生後 2 か月の前には行い、予防接種の進め方の説明をしたり、予診票を手渡したりしています。今後は、里帰りが長期化する場合などに、里帰り先での接種の便宜を図ることを推進していきます。	実施	充実
歯科保健	10 か月児相談、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診と、定期的に歯科衛生士に関わってもらい、集団や個別で情報提供や手入れの仕方を周知しています。	実施	継続
母子保健推進員	町内各地域から、母子保健推進員が選出され、健診の案内のため訪問することにより、地域の乳幼児とその家族を見守っています。	実施	継続
子育て支援団体	町内や周辺市町には NPO や社会福祉法人等、子育てを支援する団体があります。顔の見える関係を築き連携を推進していきます。	実施	継続
乳幼児期の食育	食習慣や味覚などの形成は、乳幼児期からの生活リズムづくりや家族を含めた食環境が重要です。そのため、妊娠前、妊娠期、乳幼児期において、一貫して適切な生活リズムや食習慣づくりについて、健康診査等の機会に啓発しています。	実施	充実
給食材料の地元産品の採用	保育園・幼稚園・学校の給食材料に地元産品を取り入れ、安全で新鮮な給食を提供しています。	実施	継続
保育園・幼稚園における食育	保育園や幼稚園の園庭などで季節の野菜を育て、食に関する学習の機会を設けています。	実施	継続
食文化の継承	子ども参加型の調理実習や農業体験の機会を増やし、食文化の継承を行います。	実施	継続
性教育	指導方法を工夫するなどして、若年層への正しい教育と正しい知識の普及・啓発を行い、健全な育成を図ります。	実施	継続
学校における定期検診	内科・歯科・眼科・耳鼻科の定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康管理と疾病の早期発見機会を提供します。 また、健康診断の意義を周知し、自己の健康管理への関心・意欲を高めていきます。	実施	継続

施策項目	施策内容	現状	目標
思春期教育	思春期は自我が形成され、心身ともに大人へと変化する時期であり、健全な育成が大切です。学校教育での心身に関する学習や健全な体験活動、保健センターを中心としたカウンセリングを通して子どもの健全な成長を図ります。	実施	充実
思春期保健講座・相談	いのちや性に関する正しい知識の普及・啓発を図り、思春期の子どもや親がもつ不安や悩みを解決します。また、思春期の子どもが小さな子どもとふれあえる体験活動を推進します。	実施	充実
学校における保健活動	児童・生徒の健康の保持増進を図るため、学校健康診断を充実させるとともに、健康に生涯を過ごせるための基礎を培う健康教育を推進します。	実施	継続
24時間小児救急医療体制	乳幼児期の突発的な病気やけがなどのときも、安心して受診できる医療体制を岐阜圏域内市町において整備ができるよう推進します。	実施	継続
小児医療の公費負担制度	未熟児、障がい児などに対して、必要に応じて養育医療、育成医療、小児特定疾患治療などの医療給付を行っています。	実施	継続
医療情報の提供	ホームページや広報、暮らしのカレンダーなどで小児医療に関する様々な情報を提供します。	実施	継続
かかりつけ医の啓発	身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	実施	継続
子どもの医療費助成	平成25年度までは未就学児が対象でしたが、平成26年度より中学校卒業までの子どもを対象に医療給付を行っています。	実施	継続

4 子どもの心身と健やかな成長に資する教育環境の整備安全の確保推進

施策項目	施策内容	現状	目標
ふれあい体験	中学生が保育園や幼稚園へ手作りのおもちゃなどを持っていき、園児とともに遊ぶ機会を持っています。今後もこのような機会を増やし、幼児とのふれあいにより、いのちの大切さや思いやりの心の醸成に努めます。	実施	充実
職業意識の醸成	学校の職場体験学習などを通じて、子どもの発達段階に応じて健全な職業観が醸成されるように努めています。	実施	継続
教科指導の充実	児童生徒に教科の基礎・基本が確実に身に付き、毎日の授業が充実するように、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の推進に努めます。	実施	充実
特色ある学校づくり事業	北方をよりよくするための子どもの手による活動事業「子どもサミット関連事業」を実施したり、子どもサミットを具現化するための学校間交流のリーダー活動「糧塾」を実施しています。	実施	充実
総合的な学習の時間	子どもの「生きる力」を育むために、地域の資源や地域の人材を活かして、子どもたちの豊かな体験学習を推進しています。	実施	充実
道徳教育の推進	地域、保護者、学校が連携し、人や自然に対する思いやりや家族やふるさとを大切にしようという愛情が育つよう努めます。	実施	充実
コミュニティスクール (旧学校評議委員会)	園及び小中学校をコミュニティスクールに指定し、保護者、地域住民の参加・協力による学校運営が行われるように努めます。また、特色ある教育活動を行うにあたって、さまざまなニーズを探るため、学校から情報発信を行っています。	実施	充実
教職員の指導力向上	教職員の指導力向上のための研修を開催します。	実施	充実
基本的生活習慣の定着	人間として生活する上で必要な生活習慣の定着に向け、家庭、学校、地域が連携して心身の健全な育成の推進に努めます。	実施	充実
いじめ・不登校の解消	スクールカウンセラー等による、児童・生徒又保護者に対する継続的なカウンセリングを実施するとともに、いじめの未然防止・早期発見と対応・指導の充実を図ることに努めます。	実施	充実
地域の子育て意識の醸成	子育て支援講演会の開催や町民が相互に交流する活動を推進し、子育て家庭を地域全体で見守り、支援するという意識の醸成に努めます。	実施	充実
家庭教育学級	育児不安の解消など、母親のニーズに合わせた内容を充実するとともに、関係課と連携し講座内容が重複する事のないよう調整し、より充実した子育て支援のあり方を検討します。	実施	継続
町民や地域講師	地域の様々な住民の知恵や技能などを学校教育の場に活用し、子どもの学習の充実に努めます。	実施	充実

5 地域における子育ての支援

施策項目	施策内容	現状	目標
子育て支援センター事業	きた・みなみ子ども館内で実施しており、事業の周知を図るとともに、子育てに関する相談、情報提供、親子で参加できるイベントの開催など、利用者のニーズにあった体制や機能の充実を図ります。	実施	充実
子育てに関する相談体制	町の窓口や子育て支援センター、保健センター、子ども館、保育園、幼稚園などで育児や親子の健康、家庭に関する相談を実施しています。年2回の「北方町教育相談・発達相談会」を開催しています。	実施	継続
★町重点施策★ 地域における親子の交流事業	子育て支援センターやちびっこルーム、びよびよサークルなど、地域の親子を対象に様々な交流機会を提供しています。今後も交流機会の充実を図るとともに、地域全体での子育て支援の重要性を周知して、地域子育て支援体制の整備を図ります。	実施	充実
トワイライトステイ事業	保護者が平日の夜間などに不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において保護し、午後10時まで生活指導、食事の提供などを行っています。	実施	継続
ショートステイ事業	保護者が疾病や冠婚葬祭などで泊りがけで不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において養育、保護しています。	実施	継続
★町重点施策★ 子育て支援助成金の支給	3人以上の子どもがいる世帯で、保育園、幼稚園、小・中学校に通う第3子以降の子に対して助成金を支給しています。	実施	充実
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報をまとめ、すべての子育て家庭へ配布します。また、インターネットなどを利用して、必要な時に、必要な情報が得られる体制の整備を図ります。	実施	継続
児童の居場所づくり	地域で身近な子ども館や学校及び公民館などを放課後に開放し、健全育成を目的とした居場所づくりを推進します。	実施	充実
地域活動への参加機会	完全学校週5日制に伴い、地域で過ごす時間が増加したことから、親子での地域行事などへの参加機会を拡充し、親子がふれあう機会を提供します。	実施	充実
子ども体験学習	子どもたちの体験活動の機会を提供する年4回程の「土曜北方塾」を開催しています。	実施	継続
★新規事業★ 地域多世代交流事業	幼児、小学生、中学生、高校生からお年寄りまで多世代に渡り交流できる場の提供を進めていきます。	—	推進

施策項目	施策内容	現状	目標
青少年健全育成活動	子どもの非行防止のための有害環境防止対策や子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、警察・行政・地域が連携して、地域をパトロールし、子どもたちを見守る活動を推進します。	実施	充実
子育てグループ育成支援事業	育児不安の軽減や、自主的な子育ての仲間づくりを目的とした交流の機会を提供するとともに、より充実した子育て支援のあり方を検討します。	実施	充実
★新規事業★ ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業を推進していきます。	—	推進

6 要保護児童への対応等心細やかな取組の推進

施策項目	施策内容	現状	目標
児童虐待防止ネットワーク	適切かつ迅速な対応を図るために、町の窓口・保健所・保育園・幼稚園・家庭児童相談室・子ども相談センター・学校・警察・専門医療機関などの連携強化を図ります。	実施	充実
相談員の資質向上	家庭や児童の諸問題に適切に対応していくため、相談員の研修などを充実し、資質の向上を図ります。	実施	充実
子育て応援ダイヤル	子育ての不安や悩みを電話で気軽に相談できる体制の整備を図ります。	実施	充実
ひとり親家庭支援事業	母子・父子家庭に、所得に応じて児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図ります。また、母子家庭の児童が就学・就職する際に必要な費用を貸し付けることによって児童福祉の向上を図り、ひとり親家庭を支援しています。	実施	充実
各種経済支援	児童扶養手当制度や、乳幼児・ひとり親家庭等医療費助成制度を推進するとともに、母子家庭などに対する就学資金や住宅資金などの公的資金の活用について周知します。	実施	充実
ひとり親家庭への相談体制と就労支援	ひとり親家庭などの様々な不安・悩みに対する相談窓口を設置し精神的安定を図ります。また、職業能力向上訓練費の給付などの就労支援による自立を推進します。	実施	充実
特別支援教育	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うことができるように「通級指導教室」を開設しました。今後も支援計画・支援体制の調査・研究、実施を推進します。また、各小中学校、幼稚園に特別支援アシスタントを配置し、学校教育の支援にあたります。	実施	充実
就学指導	早期相談・早期支援を目的としてトータルサポート事業を実施しました。年2回の「教育相談・発達相談会」を開催し、就学相談の充実を図ります。特別支援教育のパンフレットを作成し、その啓発に努めます。	実施	充実
専門的療育相談システム	児童並びに保護者に対し、保健、福祉、医療が連携し総合的にサポートできる療育相談システムをつくり、ゆとりある子育てができるよう支援します。	実施	継続
事後指導・相談体制	妊産婦・乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、すみやかに的確な指導を行い、必要に応じて精密検査の勧奨や専門医による療育相談など、事後指導・相談体制の充実に努めます。	実施	充実
障がい児保育・統合保育（再掲）	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、幼稚園・保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。	実施	継続

7 子どもの安全の確保

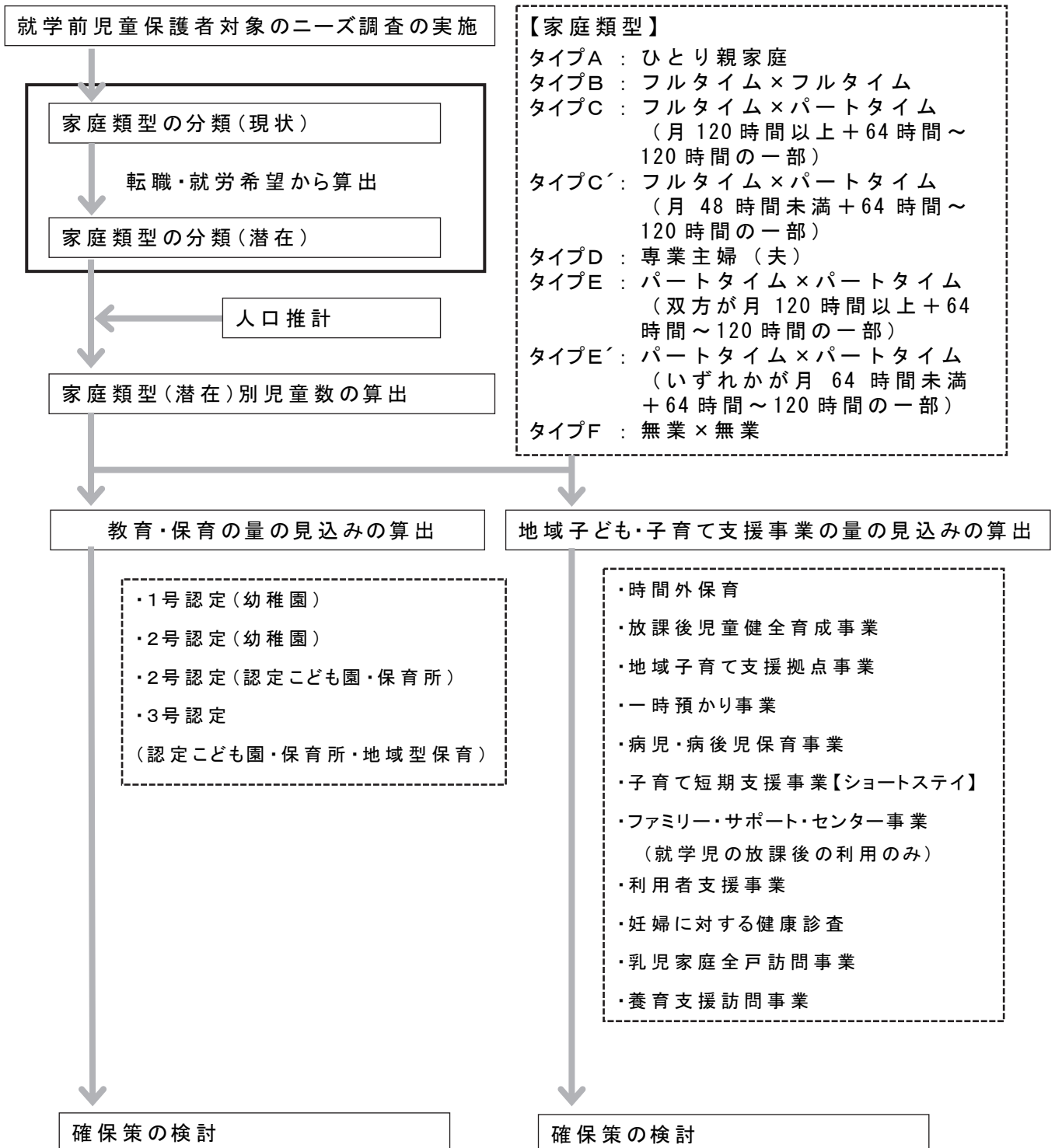
施策項目	施策内容	現状	目標
通学路の安全対策	通学路表示の設置をするなどして、子どもの安全の確保を図るとともに、各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を工夫・実施するほか、調査結果に基づき通学路の見直しを行っています。	実施	継続
交通安全教室	幼児、児童・生徒、成人、高齢者別の交通安全教室などを実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めていきます。	実施	充実
歩道の整備	幅員のある道路における歩道の整備をすすめ、歩行者専用空間を確保しています。	実施	充実
防犯意識の醸成	学校や地域において、子どもが犯罪の被害にあわないよう、講習や体験などの防犯教育により、防犯意識の醸成を図ります。	実施	充実
不審者緊急情報網	不審者に関する情報を関係機関と共有することにより、防犯活動を推進します。	実施	充実
自主地域防犯パトロール	子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、警察・行政・地域が連携して地域をパトロールし、子どもたちを見守る活動を推進します。	実施	充実
こども 110 番の家・通学路付近の避難民家の確保	登下校時の子どもが犯罪の被害にあわないよう、身を守るために駆け込むことのできるこども 110 番の家を確保します。また、場所、距離などを考慮し適正に設置するための条件を見直し、設置増加を目指します。	実施	充実

第4章 計画の目標値等

1 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



2 教育・保育の量の見込みとその確保策

【見込み量算出のための基本的な考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2-1 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の内容

(1) 事業内容

幼児期の学校教育や保育を担う施設として、幼稚園（公立1園、私立1園）、保育園（公立4園）、認定こども園（現在は予定していません）、地域型保育の事業が行われています。

施設名	対象	内容
幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
保育園	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設。主に以下の4タイプに分かれます。 ・幼保連携型 ・幼稚園型 ・保育所型 ・地方裁量型
地域型保育	0～2歳	20人未満の少人数の単位で子どもを預かる事業。 ・家庭的保育（定員5人以下） ・小規模保育（定員6～19人） ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 量の見込みと確保策

① 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：公立幼稚園・私立幼稚園】

■見込み量と確保策

		H25年実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	見込み量(人)	163	163	163	165	165	165
②	確保策						
	公立幼稚園	—	93	93	94	94	94
	私立幼稚園	—	70	70	71	71	71
③	過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

② 2号認定【3～5歳保育認定：保育施設】

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	337	341	341	348	348	348
学校教育利用想定	31	31	31	33	33	33
保育所利用想定	306	310	310	315	315	315
② 確保策(人)	—	341	341	348	348	348
教育施設	—	31	31	33	33	33
保育施設	—	310	310	315	315	315
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

③ 3号認定【0～2歳保育認定：保育施設・地域型保育事業】

0歳児

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	5	35	35	38	38	38
② 確保策(人)	—	26	29	38	38	38
保育施設		23	26	35	35	35
地域型保育事業		3	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)	—	-9	-6	0	0	0

1～2歳児

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	107	120	120	125	125	125
② 確保策(人)	—	120	120	127	127	127
保育施設		113	113	120	120	120
地域型保育事業		7	7	7	7	7
③ 過不足(②-①)	—	0	0	2	2	2

○保育利用率の目標値の設定

国の基本指針においては、3歳未満の子どもに待機児童が多いことを鑑み、3歳未満の子どもの数全体に占める、保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本町における「保育利用率」の目標値は、「量の確保策（3号認定子ども）÷推計児童数（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

保育利用率を以下の算出方法にあてはめて算出しました。

$$\text{保育利用率} = \text{3号認定の確保策} \div \text{推計児童数}$$

■0歳～2歳の保育利用率

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
推計 児童 数	0歳児	176人	174人	171人	168人	168人
	1～2歳児	337人	344人	340人	335人	330人
確保 策	0歳児	26人	29人	38人	38人	38人
	1～2歳児	120人	120人	127人	127人	127人
利 用 率	0歳児	14.8%	16.7%	22.2%	22.6%	22.6%
	1～2歳児	35.6%	34.9%	37.4%	37.9%	38.5%

(3)教育・保育の確保策

保育園は、現在の4か所の保育園において、保育ニーズに対応するため、現状より年々増加すると考えられる0～2歳児の保育見込み量に伴う体制づくりを行っていきます。

幼稚園は、現状の体制を維持しながら、利用者ニーズに対応したより良い体制づくりを行っていきます。

2-2 時間外保育

(1) 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等において保育を実施する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	48	78	78	80	80	80
② 確保策(人)	—	78	78	80	80	80
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

公立保育園4園で7:30~17:30、2か所で~19:00の時間外保育を実施しています。現状の体制を維持しながら利用ニーズに対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策

【見込み量算出のための基本的な考え方】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

3-1 放課後児童健全育成事業

(1) 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	151	300	300	300	300	300
低学年(1~3年生)	151	200	200	200	200	200
高学年(4~6年生)	—	100	100	100	100	100
② 確保策(人)	—	210	240	300	300	300
低学年(1~3年生)	—	180	190	200	200	200
高学年(4~6年生)	—	30	50	100	100	100
③ 過不足(②-①)	—	-90	-60	0	0	0

(3) 確保方策

学童保育の高学年の対応として、定員の状況を見ながら受け入れを行っていきます。また、子ども館とも連携して対応を検討してまいります。

3-2 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人回/年)	8,330	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
② 確保策(人回/年)	—	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

これまでの「児童館」と「子育て支援センター」の機能を併せ持った施設として、新たにできた「北方きた子ども館」と、平成26年4月に新設された「北方みなみ子ども館」で、利用者のニーズに対応できる体制の維持に努めていきます。

子ども館のなかでも、登録型クラブ「メルヘン」では子育て支援センターの機能をもち、乳幼児の子育て支援に取り組んでいきます。

3-3 一時預かり事業

(1) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園在園児を対象としたものとそれ以外のものがあります。

① 幼稚園における預かり保育

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の保育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人日/年)	8,080	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
② 確保策(人日/年)	—	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

現在、町内私立幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施しています。今後も利用者のニーズに対応できるよう、一時預かりの拡充に努めます。

②保育園・ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子どもの保育ができないときに、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人日/年)	0	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
② 確保策(人日/年)	—	0	1,000	3,500	3,500	3,500
③ 過不足(②-①)	—	-3,500	-2,500	0	0	0

(3) 確保方策

地域で子育て中の方達で組織、運営している預かり保育を実施しています。今後も利用者のニーズに対応できるよう、拡充に努めます。

3-4 病児・病後児保育事業

(1) 事業内容

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人日/年)	275	275	275	275	275	275
② 確保策(人日/年)	—	275	275	275	275	275
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

委託した病院内にある病児保育施設において、利用者のニーズにあった対応を行います。

3-5 子育て短期支援事業【ショートステイ】

(1) 事業内容

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人日/年)	0	3	3	3	3	3
② 確保策(人日/年)	—	3	3	3	3	3
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

地域の関係機関と調整し、個々の状況にあった対応に努めます。

3-6 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人日/年)	0	100	100	100	100	100
② 確保策(人日/年)	—	100	100	100	100	100
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

利用者のニーズに対応できるよう、より良い体制づくりに努めます。

3-7 利用者支援事業

(1) 事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(2) 提供体制の確保内容

■ 確保内容

事業名	開催頻度	出席者	内容
① 北方町子ども・子育て会議	随時	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの 自治会連絡協議会会長 他	子ども・子育て支援施策の策定やその進捗管理などについて、子どもの保護者の方や子ども・子育て支援の当事者の方などの意見を聴くための会議です。
② 北方町要保護児童対策地域協議会	代表者会議 年1回	民生委員児童委員協議会会長 人権擁護委員 北方警察署生活安全課課長 他	妊婦及び要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護等のため、関係機関との連携を図る会議です。 主な掌握事項 ・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 等
	実務者会議 随時	子ども相談センター家庭支援相談員 教育委員会学校教育課 総務課長 他	主な掌握事項 ・定期的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題になった点の更なる検討 等
	個別ケース 検討会議 随時	個別の事例に関係する部署の担当者 関係機関に所属する者	主な掌握事項 ・要保護児童等の状況及び問題点の確認 等
③ 北方町青少年育成推進委員会	月2回	青少年育成推進指導員 青少年育成推進員	青少年育成運動の普及徹底、地域の実態に即した実践活動が展開されるよう指導助言し、担当区域における推進活動の中心的役割を担うための会議です。

(3) 確保方策

子育て支援の関係機関との共通理解・連絡調整を図りながら、「虐待」「幼稚園・学校教育との連携」「地域のネットワークの構築」などの課題に取り組みます。

3-8 妊婦に対する健康診査

(1) 事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(延べ人数)	1,916	2,464	2,436	2,394	2,352	2,352
② 確保策(延べ人数)	—	2,464	2,436	2,394	2,352	2,352
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、受診勧奨を行っていきます。

3-9 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業内容

すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	177	176	174	171	168	168
② 確保策(人)	—	176	174	171	168	168
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

母子健康手帳発行時に事業の周知を実施していきます。

対象者と連絡を取り、保健師等による家庭訪問を実施していきます。

3-10 養育支援訪問事業

(1) 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H25年 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量(人)	20	20	20	20	20	20
② 確保策(人)	—	20	20	20	20	20
③ 過不足(②-①)	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

関係機関からの情報提供等により対象家庭を把握し、福祉健康課及び保健センターの保健師や看護師により家庭訪問を行い必要な支援等を行います。

4 その他の関連施策の展開

4-1 認定こども園の普及・促進を図るための取組

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園については、地域の実情や要望を受けて整備を検討していきます。

4-2 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼児期は人間形成の基礎がつくられる大切な時期であり、個々の適正や成長過程などの確にとらえながら質の高いサービスの提供を図るためには、幼稚園教諭や保育士等の資質や専門性の向上を図る必要があります。

そのため、各施設における職員研修の実施を促進するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を行うなど、人材の育成に努めます。

4-3 質の高い教育・保育の推進方策

子どもの健やかな成長、発達を支援するため、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

4-4 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互連携、幼稚園・保育所・小学校の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園や保育所、地域型保育事業等、事業者同士の密接な連携が必要です。

そのため、事業者同士が効率かつ円滑に連携を図れるよう、交流・情報交換の機会の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所、小・中学校との交流や情報共有及び連携を図ることにより、幼児期の保育・教育の充実や小学校への円滑な接続を図ります。

4-5 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供の充実を図ります。

4-6 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、地域の関係機関の協力体制と虐待防止ネットワークを充実します。また、児童虐待は親のストレスや教育環境による影響が大きいことから、親の育児に関する相談体制を整備するなど児童虐待の未然防止に努めます。

4-7 ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、離婚などの増加により、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加傾向にあります。ひとり親家庭に対しては、経済的支援や相談体制を充実させるなど、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

4-8 障がい児に対する支援体制の整備、充実

障がいの原因となる疾病などの早期発見、早期治療体制の充実を図るとともに、心身の発達に遅れや障がいのある子どもを持つ家庭に対し、身近な場所で療育についての相談、助言、訓練が受けられるようサービスの充実を図ります。

4-9 その他支援が必要な子ども・家庭への支援

昨今、子どもの貧困率*が上昇傾向にあります。貧困による格差の広がりや、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。そのため、生活困窮・養育困難な家庭に対し、NPO 法人等の協力による学習支援や教育・社会保障制度の充実を図るなど、支援体制の充実に努めます。

*子どもの貧困率：子ども（17歳以下）全体に占める、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が貧困線（生活に必要な物を購入できる最低限の収入を表す指標）に満たない子どもの割合。

4-10 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備

育児休暇制度の普及や働きやすい勤務形態を企業に働きかけるとともに、就業者に対しても、男女ともに育児休業制度等適切な制度の利用や働き方の見直しのためのワーク・ライフ・バランスの重要性についての理解促進を図るための啓発に努めます。

4-11 地域社会全体で子育てを支援する活動の啓発

狭い北方町をひとつの地域にとらえ、世代を超えた子育て支援の啓発を推進していきます。主に自治会や老人クラブ、ボランティアなどによる多世代交流をその軸としていきます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制の整備

1-1 庁内の推進体制

本計画における個別事業は、子どもと子育て家庭に関する様々な分野にわたっており、庁内各課や関係機関の多くが携わることになります。したがって、1つ1つの事業は実施主体が責任を持って進行管理を行い、総合的な管理は福祉健康課で行います。

また、各課や関係機関が連携を図り、密に連絡を取り合いながら庁内全体で計画を推進していきます。

1-2 町民組織への支援

子育てに関する活動を実施している子育て支援サークルなどをはじめとする様々な地域団体や社会福祉協議会、民間事業者、民生委員児童委員等、子どもや子育て家庭を支援する町民組織の活動を支援します。

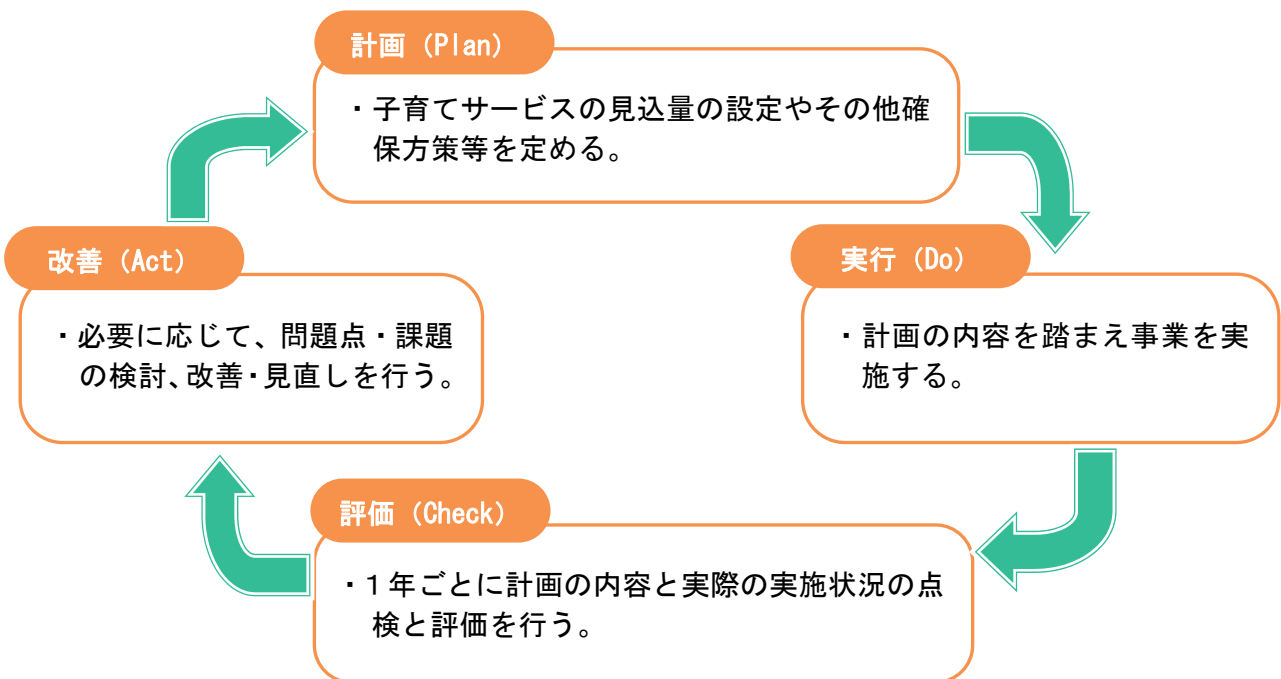
1-3 町民への周知啓発

少子化の進行は、もはや社会全体の問題であり、一人ひとりが意識を持って真剣に取り組んでいかなければならないことです。そのため、計画の推進にあたっては、町民に対する本計画の周知と子育て支援環境づくりの啓発を図るとともに、必要な支援や協力を求めています。

2 計画の進捗管理

本計画の実現に向けては、北方町子ども・子育て会議で毎年度、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を行っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ図】



參考資料

1 計画策定の経過

開催（実施）年月日	内 容
平成 25 年 11 月 12 日 午後 2 時	第 1 回北方町子ども子育て会議 (1) 子育てにおける北方町の現状について (2) 子ども子育て支援事業計画について ・実施予定のアンケートの内容確認
平成 26 年 3 月 24 日 午後 2 時 30 分	第 2 回北方町子ども子育て会議 (1) 子育てに関するアンケートの結果について (2) 子ども子育て支援事業計画について
平成 26 年 8 月 4 日 午後 2 時	第 3 回北方町子ども子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画について ・アンケート結果からのニーズ量の決定について (2) 子ども子育て支援法について
平成 26 年 12 月 22 日 午後 2 時	第 4 回北方町子ども子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画について
平成 27 年 2 月 21 日 ～3 月 13 日	パブリックコメントを実施
平成 27 年 3 月 26 日 午後 2 時	第 5 回北方町子ども子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画について

2 北方町子ども・子育て会議設置条例

○北方町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、北方町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 1 子どもの保護者
- 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 3 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 4 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

3 子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	役職名等
会長	柴崎 建	学識経験者
副会長	高橋 弘	自治会連絡協議会長
	大森 一恵	岐阜地域福祉事務所長
	豊田 晃	障害関係（療育センター長）
	翠 千治	民生児童委員代表
	安藤 直美	東保育園保護者会長
	安藤 真由美	中保育園保護者会長
	岡田 葉月	北保育園保護者会長
	串 千恵	南保育園保護者会長
	酒井 綾子	町立幼稚園保護者会長
	芋瀬 基明	P T A連絡協議会長
	棚橋 敏彦	学校法人敬愛学園 北方幼稚園長
	棚橋 智仁	小中学校長代表
	飯田 美佐子	町立保育園総括園長
	大堀 千保子	町立幼稚園長

北方町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成27年3月

発行 北方町役場 福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町北方1323-5

電話 : 058-323-1119

メールアドレス : fukushi@town.gifu-kitagata.lg.jp